

わが国が未批准の 国際条約一覧

調査及び立法考査局議会官庁資料課

わが国が未批准の国際条約一覧

2003年7月現在

調査及び立法考査局議会官庁資料課

目 次

凡例	
主題別索引	
未批准条約一覧	
1. 国際連合寄託条約	3. ユネスコ (UNESCO) 寄託条約
(A) 人権・難民・人身売買等	4. 国際民間航空機関 (ICAO) 条約
(B) 外交・国際機関・条約法	5. 国際海事機関 (IMO) 寄託条約
(C) 文化・宇宙・放送・出版	6. 国際海事衛星機関 (INMARSAT) 寄託条約
(D) 統一商法・国際私法	7. 世界知的所有権機関 (WIPO) 寄託条約
(E) 刑事法	8. 国際原子力機関 (IAEA) 寄託条約
(F) 関税・税	9. 経済協力開発機構 (OECD) 寄託条約
(G) 運輸	10. 関税協力理事会 (CCC) 寄託条約
(H) 海洋・宇宙公法	11. 私法統一国際会議 (UNIDROIT) 起草条約
(I) 環境	12. ハーグ私法会議採択条約
(J) 国際連盟条約	13. 万国海法会起草条約
2. 国際労働機関 (ILO) 条約	14. 米州機構 (OAS) 寄託条約
	15. 国際冷凍協会条約
	16. その他

凡 例

- 『外国の立法』第30巻第6号(1991年11月)に掲載した資料の再改訂版。第1回改訂は『外国の立法』第202号(1998年3月)。以後新たに採択された条約を加え、国会の承認を得た条約は削除した。発効日、締約国数、未批准の理由等は確認できた範囲でアップデートした。
- 批准・加入・受諾等は区別されるが、便宜上ここではすべて批准とした。
- 2003年7月現在でわが国が締約国となっていない多数国間条約のうちで、国会の承認を必要とすると思われるものを採録した。ただし、次の条約は除いた。
 - ①規定上または事実上地域的限定がある条約で、わが国が締約国となる可能性のない条約
 - ②その条約と規律対象及び目的を同じくする、新たな条約が発効している条約、または、その新たな条約が発効していなくてもすでにわが国が新たな条約に署名している場合の旧条約
- 配列は、国際機関・国際会議別により、機関・会議の中の配列は採択または署名年月日順によった。
- 発効日と締約国数については、確認できたもののみを掲載した。
- テキストは利用の便宜を考え、原則として英文で比較的入手しやすいものと、公表されている邦訳テキストがあれば、それを(多数ある場合は入手しやすいと思われるものを)示した。ただし、邦訳は公的機関の訳でもあくまで仮訳にすぎない。

《略号一覧》

() 内は国立国会図書館請求記号。< >内は所蔵資料室。

議会官庁資料室は平成15年12月から開室（それまでの所蔵資料室名は [] 内に補記。）

【欧文】

- AJCL ……………*American Journal of Comparative Law* [American Association for the Comparative Study of Law] (Z51-C165)
- ATS ……………*Australian Treaty Series* (C8-A-1) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- BGBI ……………*Bundesgesetzblatt* (CG4-2-1) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
ドイツ法律公報。第II部に条約が掲載される。この公報第II部の索引である *Fundstellennachweis B* には、締約国がその加入年月日とともに掲載されている。
- Cmnd、Cm ……………*Command Papers* (BG-8-1) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
英国の議会提出政府文書集。英国が批准していない条約も収載されている。
- Larcier ……………*Les Codes Larcier, Tome 1 Droit civil, judiciaire et commercial Bruuxelles、Bruxelles、F.Larcier Edition 1997* (CB4-3-9) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
ベルギーの六法全書。
- Copyright ……………*Copyright* [WIPO] (Z51-F276)
WIPOの著作権法関係の機関誌で、関連条約と各国の著作権関連法の英訳が掲載される。その後、同じくWIPOの機関誌だった *Industrial Property* と合併し、1995年から *Industrial Property and Copyright* (Z51-R148) (関西館) となり、さらに1998年から *Intellectual Property Laws and Treaties* (Z51-R668) (議会官庁資料室 [法律政治・官庁資料室]) と *WIPO Magazine* (Z51-R665) に分割されている。
- ICAO DOC ……………*ICAO Document* (議会官庁資料室 [法律政治・官庁資料室]) (Y528)
- ILM ……………*International Legal Materials* [American Society of International Law] (Z51-E49) (議会官庁資料室 [法律政治・官庁資料室])
重要な国際条約や二国間条約が掲載されるため、この資料だけで相当の条約は知ることができる。
- ILO CR ……………*ILO、International Labour Conventions and Recommendations 1919-1995 3vols* (C4-A1) (議会官庁資料室 [法令議会資料室]) 第82総会までのILOの条約と勧告をすべて収載する。
- I.P. ……………*Industrial Property* [WIPO] (Z53-C363)
WIPOの工業所有権関係の機関誌で、関連の条約、各国の特許関係法の英訳が掲載される。その後、同じくWIPOの機関誌だった *Copyright* と合併し、*Industrial Property and Copyright* (Z51-R148) (関西館) となり、さらに1998年から *Intellectual Property Laws and Treaties* (Z51-R668) (議会官庁資料室 [法律政治・官庁資料室]) と *WIPO Magazine* (Z51-R665) に分割されている。

- JO*Journal Officiel de la Republic francaise, Lois et decrets* (CF2-3-1)
 (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
 フランス官報法令版。
 フランスの条約索引として、Marcel F. Surbiguet et Pascal Vagogne,
Liste des traites et accords de la France, en vigueur au 1 octobre
1992 Paris, Direction des journaux officiel (C7-20) (議会官庁資料室
 [法令議会資料室])が外務省監修で不定期に刊行されているが、締約国、
 参照条約が掲載されていて便利である。
- LNTS*League of Nations Treaty Series* (C1-1) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
 国際連盟条約集。国際連盟に登録された多数国間・二国間条約を掲載する。
- RCH*Recueil des conventions : Conference de La Haye de droit international prive* 1951-1996 (C911-A1) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
 ハーグ私法会議条約集。1960年代以降のものは英仏文を収載する。
- Senate Tr.Doc.*Senate Treaty Documents* (マイクロフィッシュY¹.1/4) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
 米国上院外交委員会へ大統領が提出する批准承認関係文書。テキストを収録していることが多いが、米国は多数国間条約の批准に積極的でないため、多数国間条約を調べるためには適当な資料とはいえない。
- UN Doc.....国際連合文書 (議会官庁資料室 [法律政治・官庁資料室]) (Y515)
 A/RES は国連文書のドキュメント記号。総会の決議を意味する。
- UNESCO Inst*UNESCO's Standard-Setting Instruments* (議会官庁資料室 [法律政治・官庁資料室])
 加除式のユネスコ条約・勧告集。(Y522-1989-1)
- UNESCO Res.*Reports of the General-Conference, Resolutions* (Y522-OR.5-)
 (議会官庁資料室 [法律政治・官庁資料室])
 ユネスコ決議集。ユネスコ総会記録のうち、決議集を収録する。
- UNTS*United States Treaty Series* (C1-2) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
 国際連合編纂の国際連合登録条約集。掲載されるまでに10年近くかかり、また未発効の条約は掲載されないため、最近の条約を調べるためには不適当な資料である。
- UST*United States Treaties and Other International Agreements* (C8-U-4)
 アメリカの官版の条約集。
 (議会官庁資料室 [法令議会資料室])

【和文】

- IBL『International Business Law Materials』 国際商事法研究所 (Z51-N352)
- ILO 条約『ILO 条約・勧告集』第7版 労働省編労政行政研究所2000 (C4-G3)
 (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- NBL『NBL』 商事法務研究会 (Z2-380)
- 大原.....『大原社会問題研究所雑誌』 法政大学大原社会問題研究所 (Z6-89)
- 海運『海運』 日本海運集会所 (Z5-28)

- 海運局 『定期船同盟行動憲章条約』 運輸省海運局監修 海文堂 1975 (C3-56)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 家月…………… 『家庭裁判月報』 最高裁判所事務総局 (CZ-2788-1)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 海事法…………… 『海事法研究会誌』 日本海運集会所 (Z2-534)
- 解説条約集…………… 『解説条約集』 第10版 小田滋、石本泰雄編修代表 三省堂
2003 (C1-H1)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 外交…………… 『国際法外交雑誌』 国際法学会 (Z2-106)
- 海法…………… 『海法会誌』 日本海法会編 勁草書房 (Z2-69)
- 回路…………… 『回路配置利用権登録センター年報』 工業所有権協力センター
(Z14-1811)
- 環境関連…………… 『環境関連国際条約集』 I・II (財) 環境調査センター岩間徹ほか監修
(C4-18)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 金法…………… 『金沢法学』 金沢大学法学部 (Z2-154)
- 基本…………… 『基本条約・資料集 新3版』 田畑茂二郎ほか編 東信堂 (C1-44)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 空法 『空法』 日本空法学会編 勁草書房 (Z2-169)
- 軍縮 『軍縮条約・資料集』 藤田久一編 有信堂高文社1988(C2-60)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 警察 『警察学論集』 警察大学校編立花書房 (Z2-63)
- 原子力 『欧米諸国の原子力法』 原子力発電法制研究会編 日本電気協会 1981
(改訂版) (A411-165)
- 工業所有権…………… 『外国工業所有権法令集』 第7巻 特許庁訳編 AIPPI日本部会
(C411-36)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 国際…………… 『国際条約集2003年版』 大沼保昭、藤田久一編集代表 有斐閣
(C1-H3)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 国際航空…………… 『国際運送関係条約集』 航空振興財団 1971 (C3-38)
大沼保昭、藤田久一編集代表
- 国商…………… 『国際商事法務』 国際商事法研究所 (Z2-406)
- 国会 ILO …… 『国際労働機関総会で採択された条約及び勧告に関する報告書』 (BZ-8-8)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
ILO 憲章第19条に基づき内閣が国会へ提出する報告書。前年の総会で採択された条約と勧告の邦訳が収載される。
- 国会ユネスコ…………… 『国際連合教育科学文化機関総会において採択された条約及び勧告に関する報告書』
(BZ-8-28) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
ユネスコ憲章第4条4に基づき内閣が国会へ提出する報告書。前年の総会で採択された条約と勧告の邦訳が収載される。
- コピーライト…………… 『コピーライト』 著作権資料協会 (Z2-364)

- 駒大政論……………『政治学論集』駒沢大学法学部 (Z1-202)
- 条約集……………『条約集』外務省条約局 (C1-12) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- ジュリ……………『ジュリスト』有斐閣 (Z2-55)
- 女性……………『女性と運動』新日本婦人の会 (Z6-1741)
- 資料……………『国際人権条約・資料集』芹田健太郎編 第2版 有信堂 (C2-43)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 信託法……………『信託法研究』信託法学会 (Z2-583)
- 新堀……………『国際統一売買法』新堀聰著 同文館出版 1991 (A411-E95)
- 成蹊法学……………『成蹊法学』成蹊大学法学会 (Z2-356)
- 世労……………『世界の労働』日本ILO協会 (Z6-237)
- セミナー……………『法学セミナー』日本評論社 (Z2-19)
- 宣言……………『国際人権条約・宣言集』第2版 田畑茂二郎ほか編 (C2-85)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 専修……………『専修法学論集』専修大学法学会 (Z2-190)
- 損保研究……………『損害保険研究』損害保険事業研究所 (Z3-404)
- 地球環境……………『地球環境条約集』第3版 中央法規出版 1999 (C4-G2)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 知的財産……………『知的財産条約集』第1巻～第6巻 知的財産比較法研究所編 東京印刷
(C3-G34) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 知的所有権……………『知的所有権六法』平成3年版 知的所有権研究会編 ぎょうせい (CZ-
463-16)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 著作権……………『著作権関係条約集』文化庁 1981 (C5-8) (議会官庁資料室 [法令議会資
料室])
- 帝塚山……………『帝塚山大学論集』帝塚山大学教養学会 (Z22-722)
- 名古屋……………『名古屋大学法政論集』名古屋大学大学院法学研究科編 (Z2-177)
- 難民……………『難民に関する国際条約集』国際連合高等弁務官事務所 本間浩監修
1987 (C2-70) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 福大法……………『福岡大学法学論叢』法学論叢編集委員会編福岡大学研究推進部 (Z2-15)
- ベーシック……………『ベーシック条約集』第4版 山手治之、香西茂、松井芳郎編集代表 東
信堂2003 (C1-H2) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 法学……………『法学研究』慶応義塾大学法学研究会 (Z2-12)
- 法曹……………『法曹時報』法曹会 (Z2-95)
- 皆川……………『国際条約集』皆川洸ほか編 東京法令出版 1971 (C1-16)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- 民月……………『民事月報』法務省民事局 (CZ-811-5) (議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- ユネスコ……………『ユネスコ関係条約・勧告集』日本ユネスコ国内委員会 1973 (C5-4)
(議会官庁資料室 [法令議会資料室])
- Lease ……………『Lease』リース事業協会 (Z4-348)
- 労旬……………『労働法律旬報』労働旬報社 (Z2-103)

【国会会議録】

内容・締約国数・その他の欄で引用している国会の会議録の略号は以下の通りである。

略号

衆・法	衆議院	法務委員会
衆・外務	衆議院	外務委員会
衆・文教	衆議院	文教委員会
衆・厚生労働	衆議院	厚生労働委員会
衆・厚生	衆議院	厚生委員会
衆・労働	衆議院	労働委員会
参・法	参議院	法務委員会
参・外	参議院	外交防衛委員会
参・厚生労働	参議院	厚生労働委員会
参・労働・社会政策	参議院	労働・社会政策委員会
参・農	参議院	農林水産委員会
参・国土環境	参議院	国土・環境委員会
参・交	参議院	交通・情報通信委員会
参・予算	参議院	予算委員会
参・予四分	参議院	予算委員会第四分科会
参・決算	参議院	決算委員会
参・武力	参議院	武力攻撃事態への対処に関する特別委員会

主 題 別 索 引

宇 宙……………61	通貨偽造……………68
外 交	猥褻出版……………28、29
国際紛争処理……………20	サイバー犯罪……………244
外交官……………21、22	工業所有権……………182～187、190
外交使節……………23、24	交 通
海 洋……………62、242、243	海技免状……………82、86、107
学 術 研 究……………34、36、37、162	海運……………57、169、173、176
環 境……………63～66、172、177～179	海上交通……………238
関税・輸入……………30、33、52～54、194	海難救助……………175、237
刑 事 法	船舶……………58、60、170、174
海上衝突……………233	道路……………55、56
国際刑事裁判所……………48	内水……………67
国際組織犯罪……………49～51	パナマ運河……………238
税関犯罪……………195	国際私法……………38、203～229、232、233
戦争犯罪……………47	国際冷凍協会……………239

国家継承	25、26	職業紹介	153
商 事 法		船員	83～85、92、100、102、103、121、122、 136～139、152～154、159
海商	40、59、60、171、230、231、235～236	船内設備	108、114
航空運送	165～167	団結権	74、119、126
手形	43	団体交渉権	129
売買等	39、41、44～46、202	賃金	94、96
複合輸送	42	年少者	87～89、91、106
条 約 法	25、27	農業労働者	74、96、111、157
人 権		パートタイム労働	148
アパートヘイト	11、12	夜間労働	77、89、90、91、144
移民労働者	15、95、105、120	労働衛生	75、82、84、85、92、102、106、109、116、 123、127、130、134、135、140、143、149、152、158
教育	161	労働監督	150
強制労働	1、6、98	労働行政	104、124
拷問	19	労働災害	83、147
子ども	17、18、87～89、91、222、227、228	労働者代表	115
死刑	14	労働時間	73、78～81、128、145、155
社会保障	85、105、110、113、131、137、138	船員身分証明書	100、159
少数民族	142	著作権	35、188、189
女性	7、9、16、90、97、132、156	通 信	32、180、181
人権侵害救済	10	文化財	155、160、164、201
成年者	229	兵役義務	71
人身売買	2、3、49	放 送	32、34、72
戦争被害者	241	報 道	30
大量殺害	4	民 事 法	
難 民	240	原子力損害	171、191～193
無国籍者	5、8、69、70	婚姻	9
労働基本権		遺言	197
移民労働者	15、95、120	備 兵	13
家族的責任	132	労働統計	133
看護職員	124		
休暇	76、99、113、118、122、145		
健康検査	87、88、102、106、137		
公契約労働者	93		
公務員	126		
雇用差別	101		
在宅形態労働	151		
失業対策	117、141		
職業訓練	163		

1. 国際連合 (UN) 寄託条約

国連事務局長に寄託される条約の批准状況については、*Multilateral Treaties Deposited with Secretary-General*.

(A) 人権・難民・人身売買等

条約名	採択日／発効日
1 a 奴隷条約 Slavery Convention.	1926.9.25作成 (ジュネーブ) 1927.3.9発効
1b 1926年奴隷条約の改正議定書 Protocol amending the Slavery Convention 1926.	1953.12.7作成 (ニューヨーク) 1953.12.7発効
2a 成年婦女売買禁止のための国際条約 International Convention for the Suppression of the Traffic in Women of Full Age.	1933.10.11署名 (ジュネーブ) 1934.8.24発効
2b 婦人児童、成年婦女売買禁止条約改正議定書 Protocol to amend the Convention for the Suppression of the Traffic in Women and Children and The Convention for the Suppression of the Traffic in Women of Full Age.	1947.11.12署名 (レーク・サクセス) 1947.11.12発効
3 醜業を行わせるための婦女売買取締に関する国際協定及び醜業を行わせるための婦女売買禁止に関する国際条約を改正する議定書 Protocol amending the International Agreement for the Suppression of the White Slave Traffic And International Convention for the Suppression of White Slave Traffic.	1949.5.4署名 (レーク・サクセス) 1949.5.4発効
4 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約 (ジェノサイド条約) Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide.	1948.12.9採択 (総会) 1951.1.12発効
5 無国籍者の地位に関する条約 Convention relating to the Status of Stateless Persons.	1954.9.28作成 (ニューヨーク) 1960.6.6発効
6 奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約 Supplementary Convention on the Abolition of Slavery, the Slave Trade, and Institutions and Practices Similar to Slavery.	1956.9.7作成 (ジュネーブ) 1957.4.30発効
7 既婚婦人の国籍に関する条約 Convention on the Nationality of Married Women..	1957.2.20作成 (ニューヨーク) 1958.8.11発効
8 無国籍の減少に関する条約 Convention on the Reduction of Statelessness.	1961.8.30作成 (ニューヨーク) 1975.12.13発効
9 婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約 Convention on Consent to Marriage, Minimum Age for Marriage and Registration of Marriages.	1962.12.10署名開放 (ニューヨーク) 1964.12.9発効
10 市民的及び政治的権利についての国際規約についての選択議定書 Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights.	1966.12.16採択 (総会) 1976.3.23発効

Status as at 31 December 2002 がある。

テキスト	内容・締約国数・その他
60 LNTS 253 邦訳：宣言	奴隷取引の禁止、奴隷制度の完全な撤廃、強制労働の防止のために必要な措置をとることを定める。 締約国数：95 (2002.12.31現在)
182 UNTS 51 邦訳：宣言	奴隷条約の規定のうち、国際連盟を国際連合に置き換えるための改正。 締約国数：59 (2002.12.31現在)
150 LNTS 431 邦訳：条約集	外国で醜業につかせる目的で成人女性を誘惑、連れ去る行為はたとえ本人の同意があり、構成要件の一部が外国で行われた場合でも処罰される。締約国はそのための国内法の整備に努めなければならないこと、また、人身売買の犯罪者に関する情報の交換を行うことを定める。 締約国数：39 (2002.12.31現在)
53 UNTS 13	婦人児童売買禁止(わが国批准済み 大正14年12月21日 条約第17号)、成年婦女売買禁止(わが国未批准)の両条約についての権限を、国際連盟から国際連合に移管することを定める。 締約国数：42 (2002.12.31現在)
30 UNTS 23	醜業を行わせるための婦女売買取締国際協定と醜業を行わせるための婦女売買禁止条約(いずれもわが国批准 大正14年12月21日 条約第18号)についての権限をフランス政府から国連に移管することを定める。 締約国数：33 (2002.12.31現在)
78 UNTS 277 邦訳：国際、資料、宣言、解説条約集、ベーシック	集団の構成員への殺害、精神的肉体的な重大な侵害、肉体的破壊をもたらすような生活の強制、出生の妨害、児童の強制移住を処罰する国内立法の義務について定める。 締約国数：134 (2002.12.31現在)
360 UNTS 117 邦訳：宣言(抄)、難民	自国の領域内の無国籍者に、宗教の自由、初等教育、公的教育、労働基本権については自国民と同様の待遇を、経済的自由については外国人に対するより不利でない待遇を与える義務について定める。 締約国数：54 (2002.12.31現在)
266 UNTS 3 邦訳：宣言	債務奴隷制度、農奴制度、対価と引き換えの婚姻、児童売買の完全な廃止をできる限り速やかに実現するための措置をとり、また、奴隷輸送に加担する行為、奴隷の地位にある者に対して身体に烙印を押す行為、他の者を奴隷にする行為を刑事犯罪とすることを定める。 締約国数：119 (2002.12.31現在)
309 UNTS 65 邦訳：宣言(抄)	外国人との結婚・離婚及び夫の他の国籍取得・放棄は妻の国籍に影響を及ぼさず、また、締約国は外国人妻自身の要請により特権的に夫の国籍を取得することができることに同意することを定める。 締約国数：71 (2002.12.31現在)
989 UNTS 175 邦訳：宣言、難民	無国籍者を減少させるために、締約国は国籍を認めなければ無国籍となる場合は、領域内に生まれた者および領域内に生まれなくても片親が国籍を有していれば、その者にも国籍を付与すること等を定める。◆未批准の理由として、「...条約の第1条のうち主に第2項でございますけれども、((a)号、(b)号の)国籍付与の考え方がこのまま取り入れるということは少し我が国の国籍法の全体とうまくそぐわないのではなかろうか...」(枇杷田民事局長 参・法 昭和59.5.10)との国会答弁がある。 締約国数：26 (2002.12.31現在)
521 UNTS 231 邦訳：宣言(抄)	わが国の民法とは異なり、婚姻の成立には両性の自由な合意のほかに公示と当局及び証人の面前での両人自身の表明を必要することを定める。また、締約国が婚姻の最低年齢を明示する立法措置をとること、婚姻を記録する公式記録簿を設置することを定める。 締約国数：50 (2002.12.31現在)
999 UNTS 171 邦訳：国際、資料(抄)、基本(抄)	市民的及び政治的権利に関する国際規約(わが国批准済み 昭和54年8月4日 条約第7号)によって設置される人権委員会が、同規約に定める権利を侵害された個人からの通報を受理し、当事国の注意を喚起し、審議することを締約国が認めることを規定する。◆未批准の理由として、「国際人権B規約第一選択議定書におきましては、いわゆる個人通報制度が規定されているところでございます。この個人通報制度につきましては、この条約の実施の效果的担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であるとは考えますが、他方において、司法権の独立を含め、司法制度との関連で問題が生ずるおそれもあると考えられます。この問題につきましては、今後の制度の運用状況等を見ながら、規約委員会の最終意見における勧告の趣旨も踏まえて真剣かつ慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。」(森山法務大臣 参・法 平13.12.4)との国会答弁がある。 締約国数：104 (2002.12.31現在)

条 約 名	採択日／発効日
11 アパルトヘイト罪の禁止処罰に関する国際条約 International Convention on the Suppression and Punishment of the Crime of Apartheid.	1973.11.30採択 (総会) 1976.7.18発効
12 スポーツにおける反アパルトヘイト国際条約 International Convention Against Apartheid in Sports.	1985.12.10採択 (総会) 1988.4.3発効
13 傭兵の募集、使用、資金供与及び訓練を禁止する条約 International Convention against the Recruitment, Use, Financing and Training of Mercenaries.	1989.12.4採択 (総会) 2001.10.20発効
14 死刑の廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書(死刑廃止議定書) Second Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights, aiming at The Abolition of the Death Penalty.	1989.12.15採択 (総会) 1991.7.11発効
15 すべての移民労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約 (移民労働者条約) International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members Of Their Families.	1990.12.18採択 (総会) 未 発 効
16 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書 Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women.	1999.10.6採択 (総会) 2000.12.22発効
17 児童の売買、児童売買春および児童ポルノグラフィーに関する児童の権利に関する条約の選択議定書 Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child Prostitution and child pornography.	2000.5.25採択 (総会) 2002.1.18発効
18 武力紛争への児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書 Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in Armed conflict.	2000.5.25採択 (総会) 2002.2.12発効
19 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書 Optional Protocol to the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment.	2002.12.18採択 (総会) 未 発 効

テキスト	内容・締約国数・その他
1015 UNTS 243 邦訳：資料、 宣言（抄）	締約国がアパルトヘイト罪を禁止防止・処罰するための立法・行政措置を行うこと、国連その他の機関のアパルトヘイト罪禁止防止・処罰に関する決定を実施すること等を定める。 締約国数：101（2002.12.31現在）
UN Doc.A/RES/40/64G 邦訳：宣言（抄）	締約国が、アパルトヘイトを実施している国とのスポーツ交流を許さず、協議団体及び個々の選手がそのような交流をしないことを確保するために、財政の援助の打切、施設への出入り禁止などの措置を行うことを定める。 締約国数：58（2002.12.31現在）
UN Doc.A/RES.44/34、 29 ILM 89	傭兵を募集、使用、財政支援、訓練すること及び戦闘に参加する傭兵は処罰される。締約国が、これらの行為を禁止し、防止及び処罰のための措置をとること、また、これらの行為が行われている場合に、締約国が国連事務総長へ通報すべきことを定める。締約国数24（2002.12.31現在）
UN Doc.A/RES/44/128、 29I LM 1464 邦訳：宣言（抄）	締約国の管轄内での死刑の執行を行わず、死刑を廃止するためにすべての必要な措置をとることを定める。◆未批准の理由として「我が国の死刑制度の存廃、これは刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題でありますので、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であると考えておりまして、直ちに同議定書を批准し、死刑を廃止することは適当ではないと考えているからでございます。」(陣内法務大臣 衆・法 平成11.3.9)との国会答弁がある。 締約国数：49（2002.12.31現在）
UN Doc.A/RES.45/158 邦訳：労旬1269、 セミナー442・444	違法就労を含むすべての外国人労働者とその家族に自由権的基本権の保障、集团的追放処分の禁止、労働組合への参加権・労働条件において雇用国の国民より下まわらない待遇の保障、子どもの教育を受ける権利等を保障することを定める。さらに、正規の文書を受けた外国人労働者とその家族について雇用国の国民と平等な扱い等を保障することを定める。 批准国数19（2002.12.31現在）
UN Doc.A/RES.54/4 邦訳：女性(209)	女子差別撤廃条約（わが国批准済み 昭和60年7月1日 条約第7号）の選択議定書。女子差別撤廃条約の違反について、個人等の通報制度を規定する。個人その他、集団に対しても女子差別撤廃委員会に対する申立を可能とし、また条約への重大で組織的な違反に対する女子差別撤廃委員会の調査手続等を規定する。◆未批准の理由として、「女子差別撤廃条約選択議定書と自由権規約選択議定書ですが、これはそれぞれ個人通報制度を定めておりまして、これは条約の効果的な担保を図るという趣旨から注目すべき制度であると考えておりますけれども、司法権の独立を含め、我が国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがございます、慎重に検討すべきであるという指摘もございまして、現在のところこの二つの選択議定書を締結をいたしております。締結の是非について真剣かつ慎重に検討をしております。」(川口外務大臣 参・武力 平成15.5.28)との国会答弁がある。 締約国数：49（2002.12.31現在）
UN Doc. A/RES/54/263 邦訳：ベーシック	わが国は2002年5月10日に署名済み。児童の権利に関する条約（わが国批准済み 平成6年5月16日 条約第2号）の選択議定書。児童の売買・売買春・ポルノグラフィーを禁止し、これらの行為を各締約国が刑法の対象とすること、犯罪人の引渡し、被害を受けた児童の保護、これらの行為の防止に関する国際協力等について規定する。◆批准に関する検討状況に関して、「関係省庁が連携して国内担保のための具体的措置について検討を進めさせていただいております。政府といたしましては、できるだけ早期にこのような検討を終え、本件議定書を締結したい、御指摘いただいた議定書を締結したい、このように考えております。」(石川外務省総合外交政策局国際社会協力部長 衆・外務 平成15.4.23)との国会答弁がある。 締約国数：44(2002.12.31現在)
UN Doc. A/RES/54/263 邦訳：ベーシック、 福大法45(2)	わが国は2002年5月10日に署名済み。18歳未満の児童が敵対行為に直接参加すること、義務的に軍隊に採用されることを禁じ、また、締約国は、志願して採用される児童の最低年齢を児童の権利に関する条約が定める年齢より引き上げること等を定める。 締約国数：45(2002.12.31現在)
42 ILM 26	締約国内の公設の又は公の管理の下に運営されている拘禁施設について、これらを訪問し改善の勧告などを行う小委員会を国連の下に設置することを定める。◆批准に関する検討状況に関して、「現在、政府といたしましては、この選択議定書に言うところの視察の具体的な態様等、選択議定書の中身と国内法との関係などにつき調査検討しているところでございます。」(石川外務省総合外交政策局国際社会協力部長 衆・法 平成15.3.18)との国会答弁がある。

(B) 外交・国際機関・条約法

条約名	採択日／発効日
20 国際的紛争の平和的処理に関する一般議定書 Revised General Act for the Pacific Settlement of International Disputes.	1949.4.28採択 (総会) 1950.9.20発効
21 外交関係に関するウィーン条約の、国籍の取得に関する選択議定書 Optional Protocol to the Vienna Convention on Diplomatic Relations concerning Acquisition of Nationality.	1961.4.18作成 (ウィーン) 1964.4.24発効
22 領事関係に関するウィーン条約の、国籍の取得に関する選択議定書 Optional Protocol to the Vienna Convention on Consular Relations concerning Acquisition of Nationality.	1963.4.24作成 (ウィーン) 1967.3.19発効
23 特派使節団に関する条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書 Convention on Special Missions and Optional Protocol concerning the Compulsory Settlement Of Disputes.	1969.12.8採択 (総会) 1985.6.21発効
24 普遍的性格の国際組織についての国家代表に関するウィーン条約 Vienna Convention on the Representation of States in their Relations with International Organizations of a Universal Character.	1975.3.14作成 (ウィーン) 未発効
25 条約に関する国家承継に関するウィーン条約 Vienna Convention on Succession of States in respect of Treaties.	1978.8.23作成 (ウィーン) 1996.11.6発効
26 国家財産、文書、負債についての国家承継に関する条約 Vienna Convention on Succession of States in respect of States Property, Archives and Debts.	1983.4.8作成 (ウィーン) 未発効
27 国と国際機関との間または国際機関相互の間の条約についての法に関するウィーン条約 (国際機関条約法条約) Vienna Convention on the Law of Treaties between States and International Organizations or Between International Organizations.	1986.3.21作成 (ウィーン) 未発効

(C)文化・学術・放送・出版

条約名	採択日／発効日
28 猥褻刊行物の流布及び取引の禁止のための国際条約を改正する議定書 Protocol to amend the Convention for the Suppressions of the Circulation of, and Traffic in, Obscene Publications.	1947.11.12署名 (レーク・サクセス) 1947.11.12発効
29 猥褻刊行物の流布の禁止のための協定を改正する議定書 Protocol amending the Agreement for the Suppression of the Circulation of Obscene Publications.	1949.5.4署名 (レーク・サクセス) 1949.5.4発効
30 教育的、科学的及び文化的性質の視聴覚資材の国際的流通を容易にする協定 Agreement for Facilitating the International Circulation of Visual and Auditory Materials of an Educational, Scientific and Cultural Character.	1949.7.15署名開放 (レーク・サクセス) 1954.8.12発効
31 国際修正権に関する条約 Convention on the International Right of Correction.	1953.3.31署名開放 (ニューヨーク) 1962.8.24発効
32 衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約 Convention relating to the Distribution of Programme-carrying Signals Transmitted by Satellite.	1974.5.21作成 (ブラッセル) 1979.8.25発効
33 教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定の議定書 Protocol to the Agreement on the Importation of Educational, Scientific and Cultural Materials of 22 November 1950.	1976.11.26作成 (ナイロビ) 1982.1.2発効
34 放送の発展のためのアジア太平洋研究所の創設協定 Agreement establishing the Asia-Pacific Institute for Broadcasting Development.	1977.8.12作成 (クアラルンプール) 1981.3.6発効

テキスト	内容・締約国数・その他
71 UNTS 101 邦訳：国際	国際紛争の調停委員会への付託、権利を争う国際紛争の国際司法裁判所への付託、その他の紛争の仲裁裁判所への付託の条件、手続を規定する。1928年9月に国際連盟が採択した議定書の改正。締約国数：8（2002.12.31現在）
500 UNTS 223 邦訳：国際	外交使節団員及びその家族は、接受国の法律の運用のみによっては同国の国籍を取得できないことを規定する。締約国数：49（2002.12.31現在）
596 UNTS 469 邦訳：国際	領事関係に関するウィーン条約（わが国批准済み 昭和58年10月11日 条約第14号）の選択議定書。内容は上記の「外交関係に関するウィーン条約の選択議定書」と同じである。締約国数：38（2002.12.31現在）
1400 UNTS 231 9ILM127 邦訳：皆川（抄）	特定の問題のために派遣する一時的使節団である特派使節団の任務、構成、特権及び義務の免除等を規定する。締約国数：32〔選択議定書は締約国数：15〕（2002.12.31現在）
UN Doc.A/CONF.67/16	国際機関や国際会議での国家代表である常任使節団及び常任オブザーバー使節団の任務、構成等を定める。署名国数20、批准国数30（2002.12.31現在）
17 ILM 1488 邦訳：基本（抄）	ある領域についての責任が一国から他国へ移った場合、新独立の場合、国家の結合・分離の場合の条約の承継についての原則を定める。締約国数17（2002.12.31現在）
UN Doc.A/CONF.117/14 邦訳：ベーシック（抄）	財産、文書、債務のそれぞれの承継についての権利関係を、独立、領土の一部の移管、統合、分裂、吸収の各場合ごとに定める。署名国数6、批准国数6（2002.12.31現在）
UN Doc.A/CONF.129/15 邦訳：基本（抄）、 帝塚山71	わが国は1987年4月24日に署名済み。国際機関の条約及び国と国際機関との条約について、全権代表、同意の表明の方法や国際機関での条約の採択などについて定める。署名国数38、批准国数37（2002.12.31現在）

テキスト	内容・締約国数・その他
46 UNTS 169 邦訳：条約集28(38)	猥褻刊行物の流布及び取引の禁止のための条約（わが国批准済み 昭和11年5月16日 条約第3号）の規定のうち、国際連盟を国際連合に置き換えるための改正。締約国数：34（2002.12.31現在）
30 UNTS 3	猥褻刊行物の流布の禁止のための協定（わが国批准済み 昭和11年5月16日 条約第3号）についての権限をフランス政府から国連に移管することについて規定する。締約国数：35（2002.12.31現在）
197 UNTS 3 邦訳：ユネスコ	他の締約国を原産地とし、視聴覚資材で教育的、科学的または文化的性格を有するものの輸入については、関税及び数量的制限並びに輸入承認申請の必要を免除することを規定する。締約国数：36（2002.12.31現在）
435 UNTS 191 邦訳：宣言	国際的に配信されたニュースが外交関係や国家の威信を傷つけるおそれのある誤ったものであると主張する締約国が他の締約国に対し、事実の説明書を交付し、受領した国が遅滞なくそれを公表する制度を創設することを定める。締約国数：15（2002.12.31現在）
1144 UNTS3 邦訳：著作権、 知的所有権	締約国が、衛星により送信される番組伝達信号をその信号の送り先ではない伝達機関が自国にまたは自国から伝達することを阻止するための措置を講じることを定める。締約国数：25（2002.12.31現在）
1259 UNTS 3	教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定（わが国批准済み 昭和45年6月17日 条約第9号）の適用範囲を広げ、単なる視聴覚資材、音楽学校で使用する国産品のない楽器、出版物製作の材料などの関税を免除することなどについて規定する。締約国数：39（2002.12.31現在）
1216 UNTS 81	放送技術者の育成のための指導、放送の開発のための研究等を行う、アジア太平洋放送開発研究所をクアラルンプールに設立する協定。締約国数：26（2002.12.31現在）

条 約 名	採択日／発効日
35 著作権使用料の二重課税の防止に関する多国間条約及び追加議定書 Multilateral Convention for the Avoidance of Double Taxation of Copyright Royalties and Additional Protocol.	1979.12.13作成 (マドリッド) 未 発 効
36 平和大学の設立に関する国際協定 International Agreement for the Establishment of University for Peace.	1980.12.5採択 (総会) 1981.4.7発効
37 遺伝子工学及び生命工学国際センター規約 Statutes of the International Centre for Genetic Engineering and Biotechnology, and Protocol.	1983.9.13作成 (総会) 1994.2.3発効

(D) 統一商法・国際私法

条 約 名	採択日／発効日
38 他国滞在者に対する扶養回復請求に関する条約 Convention on the Recovery Abroad of Maintenance.	1956.6.20作成 (ニューヨーク) 1957.5.25発効
39a 国際動産売買の時効に関する条約 Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods.	1974.6.14作成 (ニューヨーク) 1988.8.1発効
39b 国際動産売買の時効に関する条約を改正する議定書 Protocol amending the Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods.	1980.4.11作成 (ウィーン) 1988.8.1発効
40 1978年海上貨物輸送に関する国際連合条約 United Nations Convention on the Carriage of Goods by Sea.	1978.3.31作成 (ハンブルグ) 1992.11.1発効
41 国際動産売買契約に関する国際連合条約 United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods.	1980.4.11作成 (ウィーン) 1988.1.1発効
42 国際複合型貨物輸送に関する国際連合条約 United Nations Convention on International Multimodal Transport of Goods.	1980.5.24作成 (ジュネーブ) 未 発 効
43 為替手形及び約束手形に関する国際連合条約 United Nations Convention on International Bills of Exchange and International Promissory Notes.	1988.12.9作成 (ジュネーブ) 未 発 効
44 国際貿易における運送ターミナル・オペレーターの責任に関する国際連合条約 United Nations Convention on the Liability of Operators of Transport Terminals in International Trade.	1991.4.19作成 (ウィーン) 未 発 効
45 独立保証及びスタンバイ信用状に関する国際連合条約 United Nations Convention on Independent Guarantees and Stand-by Letters of Credit.	1995.12.11作成 (総会) 2000.1.1発効
46 国際取引における債権譲渡に関する国際連合条約 United Nations Convention on the Assignment of Receivables in International Trade.	2001.12.12採択 (総会) 未 発 効

テキスト	内容・締約国数・その他
UNESCO Inst.	締約国が二国間条約や国内法により著作権の二重払を回避するためのあらゆる措置をとるべきことを規定する。署名国数：3、批准国数：7 [追加議定書は署名国数：3、批准国数：2] (2002.12.31現在)
1223 UNTS 87	コスタリカに平和研究所及び平和教育等を行う国連平和大学を設立するための協定。締約国数：36 (2002.12.31現在)
UN Doc.ID/WG.397/8	遺伝子工学・生命工学の平和利用のための国際協力、発展途上国への援助等を目的に、研究、教育、ネットワークの促進などを行う遺伝子工学・生命工学国際センターの早期の設立を定める。締約国数：46 [議定書は締約国数：33] (2002.12.31現在)

テキスト	内容・締約国数・その他
268 UNTS 3 邦訳：難民	扶養請求者について被請求者が他国にいる場合の困難を取り除くため、互いの国の機関のやりとりで、請求者が自国の機関に請求を申し立てれば済むようにする制度を創設することを定める。締約国数：58 (2002.12.31現在)
UN Doc.A/CONF.63/15 邦訳：国商2(11)、 外交87(3)	国際動産売買についての売主買主の権利は原則として4年で、最長で10年で時効消滅することを定める。締約国数：24 (2002.12.31現在)
UN Doc.A/CONF.97/18 邦訳：外交87(3)	国際動産売買契約に関する国際連合条約(41)と整合させるため上記の条約を改正する議定書。締約国数：14 (2002.12.31現在)
UN Doc.A/CONF89/13 邦訳：NBL164、 海商法23	いわゆるハンブルグ・ルール。運送人の責任、荷送人の責任、船荷証券、損害賠償請求及び訴訟について規定する。1924年の船荷証券条約(わが国批准済み 昭和32年12月12日 条約第21号)は発展途上国の荷主に不利益を強いるものということで、同条約とは異なる原理にたち運送人の責任を重くしている。締約国数：29(2002.12.31現在)
UN Doc.A/CONF.97/18 邦訳：NBL215、 ジュリ783、新堀	国際的売買契約に適用される統一法を定める。私法統一国際会議が起草したハーグ統一売買法に代わるもので、同条約の加入国がこの条約に加入するときは同条約を破棄することになっている。締約国数：62 (2002.12.31現在)
UN Doc. TD/MT/CONF/16	複合型運送とは少なくとも二つの運送方式による物品の運送で、積み込んだ場所から他国の指定された場所への運送をいう。この場合の複合型運送についての運送人の責任を定める。署名国数：6、批准国数：10 (2002.12.31現在)
28 ILM 177、 IBL15(1) [原文・邦訳とも]	振出地、振出人・支払人・受取人の住所、支払地が二国に分かれる国際為替手形および国際約束手形に適用される統一法を定める。署名国数：3、批准国数：3 (2002.12.31現在)
UN Doc.A/CONF/152/13 邦訳：国商19(8)、 ジュリ985、海商法 104-105	陸・海・空を問わず、すべての国際運送品に関し、保管、蔵置、積込、荷卸等運送関連サービスを行う者の責任についての統一法を定める。運送品が運送人の管理下でも、荷主の管理下にもない場合の空白を埋めるための条約。署名国数：5、批准国数：2 (2002.12.31現在)
UN Doc.A/50/640.、 35 ILM 735 邦訳：国商27(3)	国際取引において利用される原因契約から独立し、書類審査で済む保証である「独立保証」(ヨーロッパ型)と「スタンドバイ信用状」(アメリカ型)についての共通の国際的なルールを定める。締約国数：6 (2002.12.31現在)
41 ILM 776 邦訳：法学 75(7) - (10)	国際的な債権譲渡による資金調達の円滑化・低利化を図ることを目的とする条約。署名国数：1 (2002.12.31現在)

(E) 刑事法

条約名	採択日／発効日
47 戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約 Convention on the Non-Applicability Limitation to War Crimes and Crimes Against Humanity.	1968.11.26採択 (総会) 1970.11.11発効
48 国際刑事裁判所設立規程 (国際刑事裁判所に関するローマ規程) Rome Statutes of the International Criminal Court.	1998.7.17採択 (ローマ) 2002.7.1発効
49 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書 Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime.	2000.11.15採択 (総会) 未発効
50 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書 Protocol Against the Smuggling of Migrants by Land, Sea and Air, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime.	2000.11.15採択 (総会) 未発効
51 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書 Protocol Against the Illicit Manufacturing of and Trafficking in Firearms, their Parts and Components, and Ammunition, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime.	2001.5.31採択 (総会) 未発効

(F) 関税・税

条約名	採択日／発効日
52 自家用航空機及び娯楽用船艇の一時輸入に関する通関条約 Customs Convention on the Temporary Importation for Private Use of Aircraft and Pleasure Boats.	1956.5.18作成 (ジュネーブ) 1959.1.1発効
53 1972年コンテナに関する通関条約 Customs Convention on Containers.	1972.12.2作成 (ジュネーブ) 1975.12.6発効
54 国際道路運送手続きによる担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約 (TIR条約) Customs Convention on the International Transport of Goods under Cover of TIR Carnets (TIR Convention).	1975.11.14作成 (ジュネーブ) 1978.3.20発効

(G) 運輸

条約名	採択日／発効日
55 1968年道路交通に関する条約 Convention on Road Traffic, 1968.	1968.11.8作成 (ウィーン) 1977.5.21発効

テキスト	内容・締約国数・その他
754 UNTS 73 邦訳：軍縮、 金法15(1/2)	戦争犯罪、アパルトヘイト政策に起因する非人道的行為、ジェノサイド等については、犯罪の訴追及び処罰の事項が適用されないことを定める。 締約国数：46 (2002.12.31現在)
UN Doc.A/CONF.183/9 ILM37(5) 邦訳：国際	集団殺害罪、人道に対する罪、戦争犯罪という重大犯罪について個人の刑事責任を追究する国際刑事裁判所 (ICC) を設置する規程。裁判所の管轄権、刑法の一般原則規定、裁判所の組織、刑事手続、国際協力と司法援助等について定める。◆未批准の理由につき、「これを締結するためには国内法で担保ができていないということが必要でございます。ということでございますので、今この規程の内容やそして各国における法整備の状況を精査するとともに、国内法令との整合性につきましても必要な検討を行っております。政府として検討を引き続き進めていきたいと思っております。 この中で、例えば ICC につきましても、集団殺害罪ですとか人道に対する罪、戦争犯罪、そういったものに対しまして ICC が管轄権を行使し得ることになっていくわけですが、このうち戦争犯罪については、ジュネーブ諸条約の重大な違反行為等が該当するというふうに規定をされているわけございまして、こういった点について今後法整備が行われるということになれば前進をするというふうに考えております。」(川口外務大臣 参・武力 平成15.5.28) との国会答弁がある。署名国数：92 批准国数：6 (2002.12.31現在)
40 ILM 335 外務省 HP に仮訳有 (http://www.mofa.go.jp/)	わが国は平成14年12月9日に署名済み。国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 (156回国会で承認) を補足する議定書。売春、強制労働等を目的とする人 (特に、女性と児童) の取引の防止、取引を行う者の処罰、被害者の保護及び援助等を定める。署名国数117 批准国数21 (2002.12.31現在)
40 ILM 565 外務省 HP に仮訳有 (http://www.mofa.go.jp/)	わが国は平成14年12月9日に署名済み。国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 (156回国会で承認) を補足する議定書。移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書等の製造すること等を犯罪とし、締約国間の協力、この議定書に違反する移民を送還すること等を定める。署名国数112 批准国数20 (2002.12.31現在)
外務省 HP に仮訳有 (http://www.mofa.go.jp/) 警察54(6) (案文の仮訳)	わが国は平成14年12月9日に署名済み。国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 (156回国会で承認) を補足する議定書。銃器等の密造、密輸を犯罪とし、これらの行為を防止するために銃器の刻印、記録保存等を定める。締約国数24 (2002.12.31現在)

テキスト	内容・締約国数・その他
319 UNTS 21	自家用飛行機またはボートを一時滞在のために持ち込む場合は、輸入税の徴収や輸入禁止・制限の適用を受けないことを定める。わが国は自家用自動車の一時輸入に関する通関条約 (昭和39年6月15日 条約第12号) については批准している。締約国数：25 (2002.12.31現在)
988 UNTS 43	1956年の同名の条約 (わが国批准済み 昭和43年5月22日 条約第6号) に代わる条約。運送に使われるコンテナについて3か月以内に再輸出される場合、輸入税、輸入禁止および輸入制限の免除を受ける一時輸入を認めることを定める。締約国数：30 (2002.12.31現在)
1079 UNTS 89	1959年の同名の条約 (わが国批准済み 昭和46年5月22日 条約第7号) に代わる条約。運送輸出入違反の課徴金や反則金を保証する団体が発行した国際運送手帳 (TIR カルネ) の担保の下で運送されるコンテナについては、経由地で輸出入税や税関検査を免除されることについて定める。締約国数：65 (2002.12.31現在)

テキスト	内容・締約国数・その他
1042 UNTS 17	1949年の同名の条約 (わが国批准済み 昭和39年8月7日 条約第17号) に代わる条約。締約国がこの条約に定める統一道路規則を国内法化する義務を負うことを定める。締約国数：60 (2002.12.31現在)

条 約 名	採択日／発効日
56 交通標識に関する条約 Convention on Road Signs and Signals.	1968.11.8作成 (ウィーン) 1978.6.6発効
57 定期船同盟行動憲章条約 Convention on a Code of Conduct for Liner Conferences.	1974.4.6作成 (ジュネーブ) 1983.10.6発効
58 船舶登録条件に関する国際連合条約 United Nations Convention on Conditions for Registration of Ships.	1986.2.7作成 (ジュネーブ) 未 発 効
59 海上先取特権及び抵当権に関する条約 International Convention on Maritime Liens and Mortgages.	1993.5.6作成 (ジュネーブ) 未 発 効
60 船舶のアレストに関する国際条約 International Convention on Arrest of Ships.	1999.3.12採択 (ジュネーブ) 未 発 効

(H) 海洋・宇宙公法

条 約 名	採択日／発効日
61 月その他の天体における国家活動を律する協定 Agreement governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies.	1979.12.5採択 (総会) 1984.7.11発効
62 ストラドリング魚類資源及び回遊性魚類資源の保存及び管理に関する国連海洋法条約の規定の解釈のための協定 Agreement for the Implementation of the Provision of the United Nations Convention on the Law Of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks.	1995.8.4採択 2001.12.11発効

(I) 環境

条 約 名	採択日／発効日
63 有毒廃棄物の越境移動及びその処理の管理に関するバーゼル条約改正 Amendment to the Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Their Disposal.	1995.9.22作成 (ジュネーブ) 未 発 効
64 国境を越えた水域及び国際湖沼の保護及び利用に関する条約 Convention on the Protection and Use of Transboundary Watercourses and International Lakes.	1992.3.17作成 (ヘルシンキ) 1996.10.6発効
65 産業事故の国境を越えた影響に関する条約 Convention on the Transboundary Effects of Industrial Accidents.	1992.3.17作成 (ヘルシンキ) 2000.4.19発効
66 有害廃棄物の国境を越える移動及び処分から生ずる損害に対する責任及び賠償に関する議定書 Basel Protocol on Liability and Compensation for Damage Resulting from Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal.	1999.12.10採択 (バーゼル) 未 発 効

テキスト	内容・締約国数・その他
1091 UNTS 3	道路標識の国際統一のための条約。この条約に定める標識を国内で採用する義務を定める。 締約国数：50 (2002.12.31現在)
1334 UNTS 15、 13ILM917 邦訳：海運局	定期船同盟とは、同一航路に配船している定期船間での過当競争を避け、運賃の安定化をはかるために結ばれる公認のカルテル。この条約は途上国からの突き上げで、その同盟についての基準を定める。同盟加入のオープン化、航路の両端国以外の第三国のシェア、運賃変更手続等を定める。◆未批准の理由として、「この条約には積み取り比率がございます。たとえば、両端国は運賃収入及び輸送費において対等に参加する権利を有するとございます。通称四・四・二と言われている点でございますけれども、(これが)このコード自身にははっきり書かれていないわけでございます。それから対等な権利と申しまして、やはりこのコードに運賃収入及び輸送量ということを書いてございまして、この両者をどういうふうなウエートで判断するのかというような問題がございます。…」(遠藤外務大臣官房外務参事官 衆・外務 昭58.4.13)との国会答弁がある。 締約国数：78 (2002.12.31現在)
26 ILM 1229 成蹊法学24巻 [原文・邦訳とも(抄)]	締約国とその登録船との真正な関係を強化する条約。自国の登録船について、その乗組員の相当多数を自国民またはその永住者とし、船会社はその国内で設立され、主たる営業所もその国内になければならない等の義務を定める。 署名国数：14、批准国数：11 (2002.12.31現在)
UN Doc. A/CONF.162/7、 33ILM353 海運93.8 [原文・邦訳とも]	1926年及び1967年海上先取特権・抵当権条約に代わる条約。発展途上国への船舶融資を促進するため、抵当権に優先する先取特権の対象となる不法行為債権を人身上の損害に係わるものに限定することを定める。 署名国数：11、批准国数：6 (2002.12.31現在)
UN Doc.A/CONF.188.6 海法43	1952年の航海船舶のアレストについてのある規則の統一に関する国際条約(232)に代わる条約。海事請求権の範囲、アレストが許容される要件等について定める。なお、アレストとは、「海事請求権を確保するために、船舶をとりあえず物理的に拘束すること。」(海法42号 小塚荘一郎「新しい船舶アレスト条約の作成作業」p.42)署名国数：6、批准国数：5 (2002.12.31現在)

テキスト	内容・締約国数・その他
1363 UNTS 3 18 ILM 1434 邦訳：国際	締約国は月の平和的利用、月の探査及び利用に関する自国の活動についての情報提供、月の環境の保全等を約束する。また、月に基地を設置することを認め、月を国家の取得の対象とならないものと定める。 締約国数：10 (2002.12.31現在)
UN Doc. A/CONF.164/38、 34 ILM 1542 邦訳：解説条約集(抄)	わが国は平成6年11月19日に署名済み。ストラドリング魚類資源(分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源)および回遊性魚類資源の保存・管理のための調査、データ収集から始まる予防的措置をとること等の義務について定める。 締約国数：32 (2002.12.31現在)

テキスト	内容・締約国数・その他
UN Doc.UNEP/CHW. 3/35	最終処分を目的とした有害廃棄物の輸出を禁止する条約。再生・リサイクルを目的とする廃棄物についても、1998年以降禁止された。 批准国数：35 (2002.12.31現在)
UN Doc.ENVWA/R.53、 31 ILM 1312 地球環境	汚水による国境を接する他国の水域の汚染を防止するために締約国が方策を講べべきことを定める。 締約国数：33 (2002.12.31現在)
UN Doc.ENVWA/R.54、 31 ILM 1330	国境を越えて影響を及ぼすような産業事故に対する防災体制の整備の義務について定める。 締約国数：26 (2002.12.31現在)
UN Doc.UNEP/CHW. WG 1/9/2 専修(81)	有害廃棄物の国境を越える移動及び処分から生じた損害についての責任と補償の枠組みを定める。 署名国数：13 (2002.12.31現在)

(J) 国際連盟 (LN) 条約 (国連事務総長に寄託)

条約名	採択日／発効日
67 国際関係を有する可航水路の制度に関する条約及び追加議定書 Convention and Statutes on the Regime of Navigable Waterways of International Concern and Additional Protocol.	1921.4.20作成 (バルセロナ) 1922.10.31発効
68 偽造通貨防止のための国際条約 International Convention for the Suppression of Counterfeiting Currency with Protocol and Optional Protocol.	1929.4.20作成 (ジュネーブ) 1931.2.22発効
69 無国籍に関する特別議定書 Special Protocol concerning Statelessness.	1930.4.12作成 (ハーグ) 未発効
70 無国籍のある場合に関する議定書 Protocol relating to a Certain Case of Statelessness.	1930.4.12作成 (ハーグ) 1937.7.1発効
71 二重国籍のある場合における軍事的義務に関する議定書 Protocol relating to Military Obligations in Certain Cases of Double Nationality.	1930.4.12作成 (ハーグ) 1937.5.25発効
72 平和のためのラジオ放送使用に関する国際条約 Convention concerning the Use of Broadcasting in the Cause of Peace.	1936.9.23作成 (ジュネーブ) 1938.4.2発効

2. 国際労働機関 (ILO)

ILO 条約の批准状況については、*Lists of Ratifications by Convention and by Country, Status as at 31* 寄託条約の本文及び条約別・国別の批准状況が ILO の運営する "ILOLEX" の HP で確認することができる。

本文：<http://www.ilo.org/ilolex/english/convdisp1.htm> (平成15年8月20日 最終アクセス)

批准状況：<http://www.ilo.org/ilolex/english/newratframeE.htm> (同上)

なお、未批准の理由の項で (労働省国際労働課「ILO の問題点」) と記載したものは、『れんごう 政策資料』

条約名	採択日／発効日
73 工業的企業に於ける労働時間を一日八時間且一週四十八時間に制限する条約 (労働時間 [工業] 条約) (第1号) Hours of Work (Industry) Convention.	1919.11.28採択 (第1回総会) 1921.6.13発効
74 農業労働者の結社及組合の権利に関する条約 (結社権 [農業権] 条約) (第11号) Right of Association (Agriculture) Convention.	1921.11.12採択 (第3回総会) 1923.5.11発効
75 ペイント塗に於ける白鉛の使用に関する条約 (白鉛 [ペイント塗] 条約) (第13号) White Lead (Painting) Convention.	1921.11.19採択 (第3回総会) 1923.8.31発効
76 工業的企業に於ける週休の適用に関する条約 (週休 [工業] 条約) (第14号) Weekly Rest (Industry) Convention.	1921.11.17採択 (第3回総会) 1923.6.19発効

テキスト	内容・締約国数・その他
7 LNTS 35 邦訳：国際	国際水路について、締約国の航行の自由・均等待遇及び港の使用における沿岸国民と同一待遇の享受、沿岸国の立法権及び水路の保全義務等を定める。追加議定書では相互主義を条件に国際水路以外にも適用を拡大する。
112 LNTS 371	わが国は署名済み。互恵的な扱いがとられているかどうかにかかわらず、外国の通貨の偽造を自国の通貨の偽造同様に罰する。自国の通貨を偽造した外国人の国外犯を処罰する、などについて定める。
Cmnd 5447 邦訳：国際	個人が外国に入国後に他の国籍を取得することなく自己の国籍を失ったとき、その者が赤貧状態にあり、または、1月以上の禁錮刑に処せられた場合は、最後に国籍を有した国が滞在国の要求により、その者を引き取らなければならないと定める。
179 LNTS 115 邦訳：国際	わが国は1930年4月12日に署名済み。出生の事実のみでは国籍が与えられない国では、この国の国籍を持つ母と国籍のないまたは国籍不明の父との間の子は、その国籍を持つと定める。
178 LNTS 227 邦訳：国際	2以上の国籍をもつ者で、そのうちの国の領域に常駐しかつその国に最も緊密な関係を持つ者は、他の国における軍事的義務を免除されること等を定める。
186 LNTS 301	善良な国際理解を損なうような誤った言説を流したり、他の締約国に対する戦意の高揚をはかるような放送を禁止することについて定める。

December 2001がある。

(Z6-2453) 通巻57号 (1989年11月17日) から引用したものである。

テキスト	内容・締約国数・その他
38 UNTS 17、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	工業労働者の労働時間を1日8時間、1週48時間以下に制限する。わが国でも戦後、労働基準法によりこの基準が立法化されている。◆未批准の理由として、「...我が国におきましては、週四十時間労働制を導入して、我が国の社会の働き方として定着させていくために、今までの変形制に加えまして、三カ月の変形制を週四十時間制の導入と同時に新たに実施し、さらに一年単位の変形労働時間制というものも導入してまいりました。この辺につきまして、ILO 第一号条約の基本的枠組みの中では非常に短い期間を対象とした変形労働時間制しか取り上げていない、こういう問題もございます。」(伊藤労働省労働基準局長参・予算 平10.3.26) との国会答弁がある。締約国数：52 (2003.7.30現在)
38 UNTS 153、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	農業に従事する一切の者に対して、工業労働者と同一の結社及び組合の権利を保障することについて定める。◆未批准の理由：本条約の適用対象は「農業に従事する一切の者」(条約第1条)とされているが、労働組合法では、「労働者」は「職業の一切を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者(法第3条)とされている。(労働省国際労働課『基本的人権、雇用、労働時間等に関するILO条約の問題点』1985.4.23付け文書) 締約国数：121 (2003.7.30現在)
38 UNTS 175、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	建築物内部の壁塗りに、白鉛、鉛の硫酸塩及びこれらの顔料を含有する一切の製品の使用を禁止することを定める。◆未批准の理由：我が国では、現在では、白鉛、鉛の硫酸塩及びこれらの顔料を含有する製品は使用されていないこともあり、労働安全衛生法等には、これらの使用を禁止する規定がない。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：62 (2003.7.30現在)
38 UNTS 187、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	工業的な企業の従業員に7日毎に1回少なくとも継続24時間の休暇を与える義務について定める。わが国では労働基準法によりこの基準が立法化された。◆未批准の理由：労働基準法では、原則として毎週1回の休日を与えなければならないとしているが、4週4日の休日も認めており(法第35条)、また、休日を可能な限り同時に与えることについて規定されていない。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：117 (2003.7.30現在)

条 約 名	採択日／発効日
77 パン焼工場に於ける夜業に関する条約（夜業〔パン焼工場〕条約）（第20号） Night Work (Bakeries) Convention.	1925.6.8採択 （第7回総会） 1928.5.26発効
78 商業及び事務所に於ける労働時間の規律に関する条約（労働時間〔商業及事務所〕条約）（第30号） Hours of Work (Commerce and Offices) Convention.	1930.6.28採択 （第14回総会） 1933.8.29発効
79 自動式板硝子工場に於ける労働時間の規律に関する条約（板硝子工場条約）（第43号） Sheet-Glass Works Convention.	1934.6.21採択 （第18回総会） 1938.1.13発効
80 労働時間を一週四十時間に短縮することに関する条約（四〇時間制条約）（第47号） Forty-Hour Week Convention..	1935.6.22採択 （第19回総会） 1957.6.23発効
81 硝子壺工場に於ける労働時間の短縮に関する条約（労働時間短縮〔硝子壺工場〕条約）（第49号） Reduction of Hours of Work (Glass-Bottle Works) Convention.	1935.6.25採択 （第19回総会） 1938.6.10発効
82 商船に乗組む船長及職員に対する職務上の資格の最低条件に関する条約（海技免状条約）（第53号） Officers' Competency Certificates Convention.	1936.10.24採択 （第21回総会） 1939.3.29発効
83 海員の疾病、傷痍又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約（船舶所有者責任条約）（第55号） Shipowners' Liability (Sick and Injured Seamen) Convention.	1936.10.24採択 （第21回総会） 1939.10.29発効
84 船舶乗組員に対する食糧及び賄に関する条約（食糧及び賄〔船舶乗組員〕条約）（第68号） Food and Catering (Ships' Crews) Convention.	1946.6.27採択 （第28回総会） 1957.3.24発効
85 船員の年金に関する条約（船員年金条約）（第71号） Seafarers' Pensions Convention.	1946.6.28採択 （第28回総会） 1962.10.10発効
86 有能海員の証明に関する条約（有能海員証明条約）（第74号） Certification of Able Seamen Convention.	1946.6.29採択 （第28回総会） 1951.7.14発効
87 工業における児童及び年少者の雇用適格のための健康検査に関する条約（年少者健康検査〔工業条約〕）（第77号） Medical Examination of Young Persons (Industry) Convention.	1946.10.9採択 （第29回総会） 1950.12.29発効

テキスト	内容・締約国数・その他
38 UNTS 169、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	午後11時から午前5時までを含む継続する7時間の自家用以外のパン製造の禁止について定める。◆未批准の理由：現行の労働基準法では、女子及び年少者についての深夜業（午後10時から午前5時）を原則として禁止している（法第62条）が、成人男子について深夜業を禁止する規定がない。（労働省国際労働課『休日休暇、労働安全衛生、青少年等に関するILO条約の問題点等』1985.5.22付け文書） 締約国数：17（2003.7.30現在）
ILO CR 邦訳：ILO 条約	商業的設備に使用される者の労働時間を1週48時間、1日8時間以内に制限する。わが国の法制との関係は第1号条約を参照せよ。◆未批准の理由：時間外労働の限度を公の機関が定めるべきとしている点、変形労働時間の限度について、労働基準法との相違がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：30（2003.7.30現在）
40 UNTS 33、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	必然的に昼夜休まず作業を続けなければならない、硝子工場に従事する者の労働時間は、1週42時間以下、一交替番は8時間以下、交替の間隔は16時間以上とすることを定める。 締約国数：13（2003.7.30現在）
271 UNTS 199、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国は生活水準の低下を来さないように適用して1週40時間制の原則等を宣言することを定める。わが国も労基法の昭和62年改正で1週40時間に制限している。 締約国数：14（2003.7.30現在）
40 UNTS 97、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	連続交替制の硝子壘工場の窯の作業に使用される者の労働時間が1週につき42時間に制限されることを定める。 締約国数：10（2003.7.30現在）
40 UNTS 153、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	船長、当直運転士、機関長または当直機関士の職務を執行するためには、公の機関による海技免状を所持しなければならないと定める。◆未批准の理由：海技免状の受有の義務づけ、海技試験等については船舶職員法より本条約の趣旨が実現されているが、条約ではその適用範囲を領域において登録されたすべての船舶（200総トン未満の船舶については、国内法令で特例を設けることが認められている）（第1条）としているのに対し、船舶職員法は、日本船舶であっても外国に貸し出されたものには適用されない等の問題点がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：35（2003.7.30現在）
40 UNTS 169、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	職務の契約中の海員の疾病、傷痕または死亡による損害による医療費及び生活費について、船舶の所有者に責任を課することを定める。◆未批准の理由：本条約の規定のうち、船舶において使用されている者の故意、過失等によらない職務外の疾病の費用負担につき、船員法との間に相違がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：16（2003.7.30現在）
264 UNTS 163、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	海洋航行船舶の船員に対し、適当な量、質及び種類の食糧及び水を提供し、適当な食事を供給するように、船舶の賄設備を義務づける国内法の整備に関する締約国の義務を定める。◆未批准の理由：本条約の規定のうち、賄部門の設備および給水設備に関する基準の制定、これらの設備に関する基準の制定、これらの設備についての権限ある機関による検査並びに食糧・賄サービスに関する調査・教育について、我が国の法制との間に相違がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：24（2003.7.30現在）
442 UNTS 235、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	海上勤務から引退した船員に対する年金支払制度の設置の義務を定める。◆未批准の理由：本条約の内容は、条約第2条に基づき5トン未満の船舶および漁船について適用を除外すれば、船員保険法によりほぼ充足されているものと思われるが、細部について更に検討が必要である。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：13（2003.7.30現在）
94 UNTS 11、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国に対し、甲板部門に勤務する船員に必要な義務を果たす能力がある者に対して、権限ある機関が試験を実施し、有能海員としての資格証明書を発行する措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：本条約は、有能海員としての資格証明書を受ける者でなければ有能海員（甲板部門に勤務する船員たるに必要な義務を果たす能力を有する者）として雇い入れてはならないこと、資格証明書発給の要件、資格試験の内容等について規定しており、この条約を批准するためには、国内法令上有能海員の資格証明制度を設けなければならないが、その必要性等につき検討する必要がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：28（2003.7.30現在）
78 UNTS 197、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	児童および18歳未満の年少者は、健康診断により作業に適格を有することが認められなければ、工場企業で使用することを禁ずることを定める。◆未批准の理由：労働安全衛生法等の国内法では、事業者が行う健康診断とは別個の、医師による児童及び年少者雇用適格のための健康検査、当該検査結果の証明等の規定がない。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：43（2003.7.30現在）

条 約 名	採択日／発効日
88 非工業的業務における児童及び年少者の雇用適格のための健康検査に関する条約 (年少者健康検査 [非工業的業務] 条約) (第78号) Medical Examination of Young Persons (Non-Industrial Occupations) Convention.	1946.10.6採択 (第29回総会) 1950.12.29発効
89 非工業的業務における児童及び年少者の夜業の制限に関する条約 (年少者夜業 [非工業的業務] 条約) (第79号) Night Work of Young Persons (Non-Industrial Occupations) Convention.	1946.10.9採択 (第29回総会) 1950.12.29発効
90a 工業に使用される婦人の夜業に関する条約 (夜業 [婦人] 条約) (第89号) Night Work (Women) Convention (Revised).	1948.7.9採択 (第31回総会) 1951.2.27発効
90b 1948年の夜業 [婦人] 条約を改正する議定書 Protocol of 1990 to the Night Work (Women) Convention (Revised), 1948.	1990.6.26採択 (第77回総会) 未 発 効
91 工業に使用される年少者の夜業に関する条約 (年少者夜業 [工業] 条約) (第90号) Night Work of Young Persons (Industry) Convention (Revised).	1948.7.10採択 (第31回総会) 1951.6.12発効
92 船内船員設備に関する条約 (船内設備条約) (第92号) Accommodation of Crews Convention (Revised).	1949.6.18採択 (第32回総会) 1953.1.29発効
93 公契約における労働条項に関する条約 (労働条項 [公契約] 条約) (第94号) Labour Clauses (Public Contracts) Convention.	1949.6.29採択 (第32回総会) 1952.9.20発効
94 賃金の保護に関する条約 (賃金保護条約) (第95号) Protection of Wages Convention.	1949.7.1採択 (第32回総会) 1952.9.24発効
95 移民労働者に関する条約 (移民労働者条約) (第97号) Migration for Employment Convention (Revised).	1949.7.1採択 (第32回総会) 1952.1.22発効
96 農業における最低賃金決定制度に関する条約 (最低賃金決定制度 [農業] 条約) (第99号) Minimum Wages Fixing Machinery (Agriculture) Convention.	1951.6.28採択 (第34回総会) 1953.8.23発効

テキスト	内容・締約国数・その他
78 UNTS 213、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	児童及び18歳未満の年少者が、健康診断により作業に適格を有することが認められなければ、非工場企業で使用してはならないことを定める。◆未批准の理由は、第77号条約と同じ。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：39 (2003.7.30現在)
78 UNTS 227、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	非工業的業務において、14歳未満の児童及び全時的就学義務がなおある14歳以上の児童は、午後8時から午前8時に至る時間を包含する少なくとも14時間の継続時間中使用することができず、その他の18歳未満の少年は午後10時から午前6時に至る時間を包含する少なくとも12時間の継続時間中について使用してはならないことを定める。◆未批准の理由：労働基準法では、15歳未満の児童については午後8時から午前5時まで、18歳未満の年少者については午後10時から午前5時までの間の夜業を禁止しているが、本条約の規定は、年齢区分、禁止時間ともに異なっている。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：20 (2003.7.30現在)
81 UNTS 147、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	工業的企業での婦人の夜間（権限ある機関の定める午後10時より午前7時までの間の少なくとも7時間の継続する時間を包含する11時間の継続する時間中）の使用の禁止について定める。 締約国数：65 (2003.7.30現在)
ILO CR 邦訳：国会ILO、 世労40(8)(抄)	夜間と定義される時間の変更及び夜業の禁止についての適用除外について、産前産後の期間を除いて規定することを認めることを定める。◆未批准の理由について、第89号条約が女子だけについて原則的に夜業禁止をしているという点は、最近の雇用における男女の均等待遇という流れとの関係で問題がある、との指摘がある。(参照：『世界の労働』1990年8月号、佐藤労働基準局長) 批准国数：3 (2003.7.30現在)
91 UNTS 3、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	工業的企業で、年少者の夜業(16歳未満の年少者については午後10時から午前6時までを包含する継続する12時間についての使用、16歳以上18歳未満の年少者については権限ある機関の定める午後10時から午前7時までの少なくとも7時間の継続する時間を包含する継続する12時間についての使用)の禁止を定める。第79号条約参照。◆未批准の理由は、第79号条約と同じ。 締約国数：50 (2003.7.30現在)
160 UNTS 223、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	500t以上の商業用海洋船舶の船内船員設備の配置、構造等について、船員の健康な生活のために快適な環境を保障するための基準を定める。◆未批准の理由：わが国の現状では本条約の船員設備に関する規定を、条約の適用される船舶すべてに適用することは困難である。また、本条約が詳細に規定している寢室、食堂等の船員設備の要件については、国内法令に対応する規定のないものがある。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：43 (2003.7.30現在)
138 UNTS 207、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	公的機関を一方の当事者とする契約には、その地方における同質の労働について法律等が定めている賃金等の労働条件を関係労働者に確保する条項を含んでいなければならないことを定める。◆未批准の理由として、「これにつきましては、我が国におきましてはこの内容を直接実施する法令はございません。それからまた、今ほどもおきましましたように、公契約のもとにおける労働であるか否かにかかわらず、民間部門における賃金等の労働条件につきましては、労働基準法等に定める法定労働条件に反しない限り、個々の労使当事者が自主的に取り組むべきものでありまして、これに政府が介入するという事は適当でないと考えております。そういったことから、本条約の批准につきましては困難であるというふうに考えております。」(鈴木労働大臣官房審議官 参・国土環境 平12.11.16) との国会答弁がある。 締約国数：59 (2003.7.30現在)
138 UNTS 225、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	あらゆる労働者について、賃金の現金払、労働者への直接払、定期払、法令・労働協約等による以外の賃金からの控除の禁止、企業の倒産・清算における賃金債権の優先等を定める。わが国の労基法はこの原則を規定するが、同法は家内労働者には適用がない。◆未批准の理由：本条約は、「1939年の雇用契約(土民労働者)条約(第64号)及び「1947年の社会政策(非本土地域)条約」(第82号)の賃金保護に関する規定をより一般的な内容としたものである。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：95 (2003.7.30現在)
120 UNTS 71、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、移民労働者を援助しかつ特に彼らに正確な情報を無料で提供する施設を維持すること、移民労働者の出発、旅行及び受入を促進するための措置を講じ、報酬や社会保障等で自国民に劣らない待遇を与えることを定める。 締約国数：42 (2001.12.31現在)
172 UNTS 159、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、農業的事業に使用される労働者のために、最低賃金率を決定することができる制度を創設、維持することを定める。◆未批准の理由：我が国は農業労働者についても適用される「1970年の最低賃金決定条約」(第131号)をすでに批准している。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：53 (2003.7.30現在)

条 約 名	採択日／発効日
97 母性保護に関する条約（母性保護条約）（第103号） Maternity Protection Convention (Revised).	1952.6.28採択 （第35回総会） 1955.9.7発効
98 強制労働の廃止に関する条約（強制労働廃止条約）（第105号） Abolition of Forced Labour Convention.	1957.6.25採択 （第40回総会） 1959.1.17発効
99 商業及び事務所における週休に関する条約（週休〔商業及び事務所〕条約）（第106号） Weekly Rest (Commerce and Office) Convention.	1957.6.26採択 （第40回総会） 1959.3.4発効
100 国の発給する船員身分証明書に関する条約（船員の身分証明条約）（第108号） Seafarers' Identity Documents Convention.	1958.5.13採択 （第41回総会） 1961.2.19発効
101 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（差別待遇〔雇用及び職業〕条約）（第111号） Discrimination (Employment and Occupation) Convention.	1958.6.25採択 （第42回総会） 1960.6.15発効
102 漁船員の健康検査に関する条約（健康検査〔漁船員〕条約）（第113号） Medical Examination (Fishermen) Convention.	1959.6.19採択 （第43回総会） 1961.11.7発効
103 漁船員の雇入契約に関する条約（漁船員の雇入契約条約）（第114号） Fishermen's Article of Agreement Convention.	1959.6.19採択 （第43回総会） 1961.11.7発効
104 社会政策の基本的な目的及び基準に関する条約（社会政策〔基本的な目的基準〕条約）（第117号） Social Policy (Basic Aims and Standards) Convention.	1962.6.22採択 （第46回総会） 1964.4.23発効

テキスト	内容・締約国数・その他
214 UNTS 321、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	<p>女子に12週間以上の産休（6週間以上の産後休暇）及びその間の休業補償と出産に関する医療給付、育児時間、妊娠中の解雇の禁止を定める。◆未批准の理由として、①医療給付について、条約では産前、分娩、産後が含まれるのに、我が国の健康保険法では異常分娩の場合に限定していること。②出産手当金について、条約の定める要件は従前所得の三分の二だが、健康保険法では標準報酬の60%としていること、など。（村上労働省労働基準局長 参・予四分 昭42.5.22、坊厚相 参・予 昭42.5.26参照）また、「労働基準法では、育児時間を有給とする規定がない。国内法令上、妊娠または分娩に起因する疾病に関する追加休暇に関する規定がない。健康保険法による出産休暇中の金銭給付・医療給付に関する規定が本条約の要件を満たしていない。」（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：40（2003.7.30現在）</p>
320 UNTS 291、 ILO CR 邦訳：ILO 条約、 宣言、人権	<p>政治的見解を持ち、発表することや同盟罷業の制裁、経済発展のための労働力の動員、労働規律の手段、あるいは差別待遇の手段としてのあらゆる強制労働の禁止を定める。◆未批准の理由として、「具体的に、百五号につきましては、国家公務員の争議権が禁止されていることとの関連、…について問題があるわけがございます。」（川口外務大臣衆・外務平14.4.19）との国会答弁がある。 締約国数：161（2003.7.30現在）</p>
325 UNTS 279、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	<p>商業事業所等に雇用されている者に対する、7日間に24時間以上の中断されない週休を受ける権利の補償を定める。◆未批准の理由は第1号条約を参照せよ。また、労働基準法では、原則として毎週1回の休日を与えなければならないとしているが、4週4日の休日も認めており（法第35条）、また、休日を可能な限り同時に与えることについて規定されていない。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：62（2003.7.30現在）</p>
389 UNTS 277、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	<p>締約国が自国民の船員等に対して、その申請により船員身分証明書を発給すること、また、同証明書を所持する船員に対しては、その国の領域へ再入国することを許可することを定める。わが国では、外国船の乗員の外国人がわが国の発給した船員手帳を所持していても、それのみでは再入国することを認めていない。（昭28.2.27頁基34号）、◆未批准の理由：本条約の規定のうち、船員身分証明書の様式の内容、証明書を所持する外国人船員の再入国が許可される場合、一時上陸が許可される場合等について国内法令と相違があり、特に入国許可については、出入国管理政策の観点からも検討を要する。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：62（2003.7.30現在）</p>
362 UNTS 31、 ILO CR 邦訳：ILO 条約、 宣言、人権	<p>締約国が国内の事情及び慣行に適した方法により、雇用、職業訓練、及び職業に従事することにおける性、人種、宗教、政治的見解、社会的出身等による差別待遇を除去するための、機会及び待遇の均等を促進する方針を明らかにし、それに従うことを定める。◆未批准の理由として、「我が国の締結についての問題というのは、国内法令上これが十分に担保されているかどうか。この条約は非常に幅の広い問題について扱っているわけございまして、例えば雇用、職業における人種、皮膚の色に基づく差別というものがあるとはならないということもございまして、こういった幅の広い差別の禁止が国内法上十分に担保されているかどうかということについて更に検討を必要があるということございまして現在未批准になっているわけですけれども、この条約については今後引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。」（川口外務大臣参・決算平14.8.8）との国会答弁がある。 締約国数：159（2003.7.30現在）</p>
413 UNTS 157、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	<p>原則としてすべての漁船について海上勤務に適する旨の権限ある機関が認める医師が署名した証明書を提示する者以外の者の雇用の禁止を定める。◆未批准の理由として、我が国船員法では、漁船の適用範囲に関し、政令の定める30総トン未満の漁船を適用除外していること、緊急の場合における健康証明書を持たないものの雇入れを条件付きで認めていること等が、条約の規定と異なる。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：29（2003.7.30現在）</p>
413 UNTS 167、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	<p>原則としてすべての漁船員の雇入契約の形式・手続を定め、締約国がそれについて必要な事柄を立法する義務を負うことを定める。わが国の船員法にも同趣旨の規定があるが、同法は30t未満の漁船については政令で定めるものしか適用がない。◆未批准の理由：本条約では、すべての漁船員について、航海または操業についての各漁船員の勤務に関する記録の必要を定めている。（第5条）が、我が国においては該当する規定がない。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：22（2003.7.30現在）</p>
494 UNTS 249、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	<p>締約国が生活水準の改善措置、出稼ぎ労働者への仕送りの保障、労働者の賃金の保障、労働における差別の撤廃、職業教育及び技術養成等のための措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：本条約は、新興独立国が「1947年の社会政策（非本土地域）条約」（第82号）を独立後も批准し、または引き続き適用することができるように、同条約の適用地域を非本土地域に限定する旨の規定を削除したものである。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：32（2003.7.30現在）</p>

条 約 名	採択日／発効日
105 社会保障における内国民及び非内国民に均等待遇に関する条約（均等待遇〔社会保障〕条約）（第118号） Equality of Treatment (Social Security) Convention.	1962.6.28採択 (第46回総会) 1964.4.25発効
106 鉱山の坑内労働に使用される年少者の適格性についての健康診断に関する条約（年少者健康診断〔坑内労働〕条約）（第124号） Medical Examination of Young Persons (Underground Work) Convention.	1965.6.23採択 (第49回総会) 1967.12.13発効
107 漁船員の海技免状に関する条約（漁船員海技免状条約）（第125号） Fishermens' Competency Certificates Convention.	1966.6.21採択 (第50回総会) 1969.7.15発効
108 漁船の船内船員設備に関する条約（船員設備〔漁船員〕条約）（第126号） Accommodation of Crews (Fishermen) Convention.	1966.6.21採択 (第50回総会) 1968.11.6発効
109 一人の労働者が運搬することを許される荷物の最大重量に関する条約（最大重量条約）（第127号） Maximum Weight Convention.	1967.6.28採択 (第51回総会) 1970.3.10発効
110 障害、老齢及び遺族給付に関する条約（障害、老齢遺族給付条約）（第128号） Invalidity, Old-Age and Survivors' Benefits Convention.	1967.6.29採択 (第51回総会) 1969.11.1発効
111 農業における労働監督に関する条約（労働監督〔農業〕条約）（第129号） Labour Inspection (Agriculture) Convention.	1969.6.25採択 (第53回総会) 1972.1.19発効
112 医療及び疾病給付に関する条約（医療及び疾病給付条約）（第130号） Medical Care and Sickness Benefits Convention.	1969.6.25採択 (第53回総会) 1972.5.27発効
113 年次有給休暇に関する条約（有給休暇条約）（第132号） Holiday with Pay Convention (Revised).	1970.6.24採択 (第54回総会) 1973.6.30発効

テキスト	内容・締約国数・その他
494 UNTS 271、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が社会保障の給付について、領域内の他の締約国の国民に対しても、自国民と同等の待遇をしなければならないことを定める。◆未批准の理由として、「本条約の趣旨に沿いまして、我が国では国籍要件の撤廃など、国内法令におおむね実現されているところがございますが、細部について若干一致していないところが残っております。現状ですぐというわけにはいかないところがございますが、…」〔現在問題として挙げております一つといたしまして、例えば外国人が日本に居住している場合に支給を保証するという規定がございますが、日本の国民健康保険の場合には、国内に住所を有するという点で、この住所を有すると居住といったことについての概念が一致しているかどうか、こういったことについての詰めが必要だということで、外務省等とも相談を進めているということがございます。〕（田中厚生大臣官房総務審議官衆・厚生平10.5.15）との国会答弁がある。 締約国数：38（2003.7.30現在）
614 UNTS 239、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	21歳未満の鉱山坑内労働者について、使用されるための適格性について有資格の医師のもとでの健康診断を受けること、一年を超えない期間における再検査が必要とされることについて定める。◆未批准の理由：本条約第4条に於て、労働者に関する記録を労働者代表の利用に供さなければならないとされている点については、労働安全衛生法等の国内法令に規定がない。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：41（2003.7.30現在）
684 UNTS 81、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国は漁船の船長、航海士または機関士について海技免状に関する資格基準を設定し、船の大きさによっては資格を有する者を乗り込ませなければならないことを定める。◆未批准の理由：我が国船舶職員法は、日本船舶であっても外国に貸し出されているものには適用されないこと、海技免状を付与されるための最低職務経験の期間に関する同法の規定が条約と異なることなどの問題がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：10（2003.7.30現在）
649 UNTS 229、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	75t以上の漁船の船内設備についての基準を定める。◆未批准の理由：本条約は、75トン未満の漁船は適用除外とすることができるものの、かなり小型の漁船にも適用され、我が国漁業の実態からは、本条約の規定を小型漁船に適用することは困難であるなど、第92号条約と同様の問題がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：22（2003.7.30現在）
721 UNTS 39、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	労働者に健康や安全を害するおそれがある荷物の人力による運搬を要求することを禁じ、軽量の荷物以外の荷物の人力運搬に女子と年少者を使うことを禁ずること等を定める。◆未批准の理由：現行の労働基準法では、妊産婦および年少者については、それぞれ一定重量をこえる重量物を取り扱う業務につかせてはならないことを定めている（法第62条及び第64の3条）が、成年男子に関する規定はない。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：25（2003.7.30現在）
699 UNTS 185、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国に被用者等への障害給付、65歳以上の者への老齢給付、扶養者の死亡による寡婦または子への遺族給付の支給の確保を義務づけ、支給の算定基準を定める。◆未批准の理由として、「…その給付内容の基準は満たしているわけでございます。御案内のとおりでございます。問題は、常用的ではない短時間労働者の扱いでございます。ILO百二十八号条約は全被用者の九〇％を年金制度がカバーをするということになっているわけでありまして、我が国におきましては四分の三条項もあるわけでありまして、短時間労働者について被用者年金制度を適用していないという状況もあるわけでありまして、ここが最大の問題であります。九〇％に対して我が国は今八二・一％でございます。…」（梶屋厚生労働副大臣参・厚生労働平13.3.27）との国会答弁がある。 締約国数：16（2003.7.30現在）
812 UNTS 87、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が農業における労働監督制度を保持しなければならないことを定める。◆未批准の理由：監督官の権限について、本条約では、監督官が企業を臨検中に認めた欠陥および是正命令等を労働者の代表に知らせなければならないとされている（条約第18条）が、このようなことは、労働基準法では規定されていない。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：41（2003.7.30現在）
826 UNTS 3、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が被用者とその家族などへ所定の治療的または予防的医療の給付、所定の算定基準による定期金支払による疾病給付の支払を確保する義務を負うことを定める。◆未批准の理由：本条約については、健康保険等によりほぼ条約の定める給付水準に達していると思われるが、保護対象者の範囲について、なお問題があるので、更に検討する必要がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：14（2003.7.30現在）
Cmnd 4706、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	被用者に3労働週を下まわらない有給休暇を、そのうち2労働週は継続して取得する権利を認めることを定める。わが国の労働基準法は6箇月間継続勤務し8割以上出勤した者に10労働日の休暇を与えなければならないとする。◆未批准の理由として、「我が国の労働基準法の規定におきましては、年次有給休暇の最低付与日数は十日とされており、また年次有給休暇の連続付与についての規定はないため、ちょうどミスマッチの形になっておりまして、現在は批准は困難であると考えます。」（増田厚生労働副大臣参・厚生労働平13.3.29）との国会答弁がある。 締約国数：33（2003.7.30現在）

条 約 名	採択日／発効日
114 船内船員設備に関する条約（補足規定）（船内設備 [補足規定] 条約）（第133号） Accommodation of Crews (Supplementary Provisions) Convention.	1970.10.30採択 （第55回総会） 1991.8.27発効
115 企業における労働者代表に与えられる保護及び便宜に関する条約（労働者代表条約）（第135号） Workers' Representatives Convention.	1971.6.23採択 （第56回総会） 1973.6.30発効
116 ベンゼンから生ずる中毒の危害に対する保護に関する条約（ベンゼン条約）（第136号） Benzene Convention.	1971.6.23採択 （第56回総会） 1973.7.27発効
117 港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約（港湾労働条約）（第137号） Dock Work Convention.	1973.6.25採択 （第58回総会） 1975.7.24発効
118 有給教育休暇に関する条約（有給教育休暇条約）（第140号） Paid Education Leave Convention.	1974.6.24採択 （第59回総会） 1976.9.23発効
119 農業従事関係団体並びに経済的及び社会的開発におけるその役割に関する条約（農業従事者団体条約）（第141号） Rural Workers' Organizations Convention.	1975.6.23採択 （第60回総会） 1977.11.24発効
120 劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約（移民労働者 [補足規定] 条約）（第143号） Migrant Workers (Supplementary Provisions) Convention.	1975.6.24採択 （第60回総会） 1978.12.9発効

テキスト	内容・締約国数・その他
Cmnd 4706、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	商業用の千t以上の海洋船舶について第92号条約の基準を一層進めた基準を定める。◆未批准の理由：本条約は前記第92号を補足する条約であり、この条約の批准は第92号条約の関係規定の実施を義務付けるものである（第3条）が、前述のように第92号条約の規定の実施が困難な状況にある。（労働省国際労働課「船員等特定職業分野に関するILO条約の問題点等」1985.7.24付け文書） 締約国数：27（2003.7.30現在）
Cmnd 5612、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	労働者代表であるために不利益な措置を受けることがないように保護し、かつ労働者代表が迅速かつ効率的に任務を遂行できるように企業における適切な便宜が与えられることを定める。◆未批准の理由として、「・労働組法2条並びに7条におきまして経理援助というものを非常に厳格に解釈しておるわけであり、そういう観点から申しますと非常に問題がございます。」（岸労働法規課長 衆・内 昭46.12.2）との国会答弁がある。また、「本条約第2条1は、「労働者代表がその任務を迅速かつ能率的に遂行することができるように企業における適切な便宜が労働者に与えられる」と規定しているが、労働者代表に与えられる便宜の内容、程度が明らかでない。」（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：73（2003.7.30現在）
885 UNTS 45、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	ベンゼンを含有する製品の使用を一定の作業工程では禁止し、使用する場合には密閉方式をとり、労働者の皮膚への付着を防止するための個人用保護防具を支給し、健康診断を実施することを定める。◆未批准の理由について、いくつかの法制上の問題点のほか、本条約が空気中のベンゼン濃度が25ppmを超えないように濃度の上限を定めるよう規定する一方、我が国の作業環境評価基準が、屋内作業場についてのみ10ppmという基準を設けている点が条約の要件を完全に満たすものであるかどうかについて疑義がある、との指摘がある。（参照：『いのちと健康』1994年10月号、墨矢亮（労働省安全衛生部計画課）） 締約国数：36（2003.7.30現在）
Cmnd 5829、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が機械化等港湾における新しい荷役方法の導入に伴い、港湾労働者の常用雇用または常時雇用を確保するように奨励する政策をとること等を定める。◆未批准の理由として、「...この条約は、主として、今御指摘のように、港湾労働者の登録制度を創設して、この登録労働者の就労について優先権を付与する、こういったことを内容としている条約でございます。この条約の内容はおおむね現行法においても満たされているというふうに考えておりますけれども、なお、例えば港湾労働法は現在六次港だけですけども、ほかの港湾にも適用する必要があるのかないのか、あるいは港湾労働者の登録と言っておりますけれども、現行では事業主によるいわば届け出制というふうになっていまして、こういったことで要件を満たすかどうか、それから、港湾労働者の就労や生活保障の責任を負うべき者と規定されておる中に、例えば荷主とか船社等の港湾の利用者といったこういった方が含まれるのかどうかというふうに、幾つかまだ問題点も指摘されているところでありまして、なお関係方面の詰めを、合意形成を行っていく必要があると。そういうことで、まだなかなか批准ができていないわけですが、批准に向けての努力は引き続き続けたいというふうに思っております。」（渡邊労働省職業安定局長参・労働・社会政策平12.5.11）との国会答弁がある。 締約国数：23（2003.7.30現在）
Cmnd 6796、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が労働者の訓練、教育のために与えられる有給の休暇を促進する政策を策定実施することを定める。◆未批准の理由として、「今、御指摘になりましたILOの百四十号条約でございますが、その中には大きく分けまして三つのことが書かれているというふうに思います。一つはあらゆる段階での訓練、それからもう一つは一般教育、社会教育及び市民教育ということの重視、そして三番目に労働組合教育というものでございます。これらのうちで、あらゆる段階での訓練を目的とする休暇ですとか、あるいは有給の教育訓練休暇につきましては、これは他の法律におきましてかなり取り入れてきているところがございます。...しかし、この二番、三番の一般教育、社会教育及び市民教育のための休暇でありますとか、あるいは労働組合教育のための休暇ということにつきましては、国内法制の、他の法律との問題もございまして、整合性の問題もございまして、さらにひとつ慎重な検討が必要であるというふうに思っております。」（坂口力厚生労働大臣参・厚生労働平13.11.22）との国会答弁がある。 締約国数：33（2003.7.30現在）
Cmnd 7083、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が農業従事者団体についての結社の自由を保障し、その設立、活動を積極的に助長する政策を採用、実施することを定める。◆未批准の理由：本条約第3条は「農業従事者団体は事前の認可なしに設立されるべきであり、また、いかなる干渉、強制または抑圧をも受けてはならない」とされているが、農業協同組合法第59条は、農業協同組合を設立するには行政庁の認可を要することとしている。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：38（2003.7.30現在）
Cmnd 6674、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	移民労働者の基本的人権を尊重し、移民の違法な雇用及びそれを目的とした移動の防止、移住労働者及びその家族の雇用、社会保障、労働基本権、個人的自由等で機会・待遇の均等を促進・保障する国の方針をとること、等を定める。 締約国数：18（2003.7.30現在）

条 約 名	採択日／発効日
121 船員の雇用の継続に関する条約（雇用継続（船員）条約）（第145号） Continuity of Employment (Seafarers) Convention.	1976.10.28採択 （第62回総会） 1979.5.3発効
122 船員の年次有給休暇に関する条約（船員年次有給休暇条約）（第146号） Seafares' Annual Leave with Pay Convention, 1976.	1976.10.29採択 （第62回総会） 1979.6.13発効
123 空気汚染、騒音及び振動に起因する作業環境における職業制の危害からの労働者の保護に関する条約（作業環境〔空気汚染、騒音及び振動〕条約）（第148号） Working Environment (Air Pollution, Noise and Vibration) Convention.	1977.6.20採択 （第63回総会） 1979.7.11発効
124 看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約（看護職員条約）（第149号） Nursing Personnel Convention.	1977.6.21採択 （第63回総会） 1979.7.11発効
125 労働行政（役割、機能及び組織）に関する条約（労働行政条約）（第150号） Labour Administration Convention.	1978.6.26採択 （第64回総会） 1980.10.11発効
126 公務における団結権の保護及び雇用条件の決定のための手続に関する条約（労働関係〔公務〕条約）（第151号） Labour Relations (Public Service) Convention.	1978.6.27採択 （第64回総会） 1981.2.25発効
127 港湾労働における職業上の安全及び衛生に関する条約（職業上の安全及び衛生〔港湾労働〕条約）（第152号） Occupational Safety and Health (Dock Work) Convention.	1979.6.25採択 （第65回総会） 1981.12.5発効
128 路面運送における労働時間及び休息期間に関する条約（労働時間及び休息期間〔路面運送〕条約）（第153号） Hours of Work and Rest Periods (Road Transport) Convention.	1979.6.27採択 （第65回総会） 1983.2.10発効
129 団体交渉の促進に関する条約（団体交渉条約）（第154号） Collective Bargaining Convention.	1981.6.19採択 （第67回総会） 1983.8.11発効

テキスト	内容・締約国数・その他
Cmnd 7163、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が船員の継続雇用または常時雇用が確保されるように奨励することを国家の政策とし、そのための船員の登録簿の作成・維持等の措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：我が国においては、終身雇用制度が一般的に採用されており、条約の内容については概ね実現されているが、一部中小企業者に係る船員については、その実態等を調査し、細部について更に検討する必要がある。」(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：17 (2003.7.30現在)
Cmnd 7163、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	船員について1年に30暦日以上有給休暇を受ける権利を保障することを定める。わが国の船員法では、連続した勤務1年について25日とする。◆未批准の理由：本条約の規定のうち、年次有給休暇の日数、年次有給休暇を受ける要件としての勤務期間について、船員法の規定との間に相違がある。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：14 (2003.7.30現在)
Cmnd 7901、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が大気汚染、騒音及び振動に起因する作業環境における職業性の危害の防止、そのような危害からの労働者の保護のための立法措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：労働安全衛生法等である程度担保されているが、わが国の関係法令に規定が設けられていないものとして、騒音、振動についての基準(第8条関係)および騒音、振動にかかわる機械、設備等の届出制度(第12条関係)、労働者の代表が、労働基準監督官に同行できること(第5条関係)などがある。(参照：『いのちと健康』1994年10月号、墨矢亮(労働省安全衛生部計画課)) 締約国数：41 (2003.7.30現在)
Cmnd 7420、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、看護職員をその職に引きつけ、留め置くために、職務の遂行のために適切な教育・訓練や雇用条件及び労働条件を提供するなどの措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：本条約では、看護職員は、労働時間、週休、各種休暇、社会保障の分野において、他の労働者の条件と同等の又はそれ以上の条件を享受するとされている(第6条)が、ここにいう「同等」の意味が明らかでないこと、看護政策の策定について我が国の実情と相違する点があることなどの問題がある。(労働省国際労働課『船員等特定職業分野に関するILO条約の問題点等』1985.7.24付け文書) 締約国数：37 (2003.7.30現在)
Cmnd 7786、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	権限のある行政機関は、使用者団体、労働者団体との協議、協力のもとに、国際基準を考慮の上、労働政策の作成、実施、調整、検討にあたること、その職員は必要な資格等を持った者でなければならないことを定める。◆未批准の理由：「本条約第9条の規定と地方自治の原則との関係をどう解すればよいか、本条約第10条2の「必要な財源」の水準をどう解すればよいか等の点に関する解釈について、検討する必要がある。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：57 (2003.7.30現在)
Cmnd 7786、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	公の機関に雇用される者の団結権を保障し、また、公的被用者の代表には便宜を供与することを定める。◆未批准の理由として、第135号条約を参照。また、「本条約第3条において、公的被用者を「構成のいかんにかかわらず」としているが、公務員法における職員団体制度が適合するものであるかどうか検討する必要がある。」(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：41 (2003.7.30現在)
Cmnd 8118、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、港湾労働に関して、安全で健康障害のない設備の提供・維持、作業場への安全な通行手段の確保をするため、個々の設備について技術的な措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由として、「この条約の内容は、労働安全衛生法等の国内関係法令によっておおむね実施されているところではありますが、安全委員会に関する規定や玉掛け用具の規制に関する規定のように、国内関係法令の規定と相違する部分がありまして、現状では批准が困難であると考えておりまして、今後とも、この国内法令との相違についてさらに検討を進めていく必要があると考えておるところであります。」(長勢労働政務次官衆・労働平12.4.21)との国会答弁がある。 締約国数：20 (2003.7.30現在)
Cmnd 8118、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	路面運送車(トラック、バス)に乗務する運転者について、休憩なしの連続の運転時間は4時間以下、最大運転時間は平均1日に9時間、1週間に48時間以下、休息は1日に平均連続10時間、8時間以上とする等を定める。◆未批准の理由：本条約が1人親方や「賃金労働者ではないその家族」にまで適用対象をひろげているのに対し、労働基準法の適用対象が労働者に限られていること等の国内法との相違がある。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：7 (2003.7.30現在)
Cmnd 8773、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が団体交渉を促進するための措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：本条約第7条に規定する公の機関がとる措置についての事前協議等と我が国の国内法制との整合性について検討する必要がある。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：34 (2003.7.30現在)

条 約 名	採択日／発効日
130 職業上の安全及び衛生並びに作業環境に関する条約（職業上の安全及び健康条約）（第155号） Occupational Safety and Health Convention.	1981.6.22採択 （第67回総会） 1983.8.11発効
131 社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約（社会保障の権利維持条約）（第157号） Maintenance of Social Security Rights Convention.	1982.6.21採択 （第68回総会） 1986.9.11発効
132 使用者の発意による雇用の終了に関する条約（雇用終了条約）（第158号） Termination of Employment Convention.	1982.6.22採択 （第68回総会） 1985.11.23発効
133 労働統計に関する条約（労働統計条約）（第160号） Labour Statistics Convention.	1985.6.25採択 （第71回総会） 1988.4.24発効
134 職業衛生機関に関する条約（職業衛生機関条約）（第161号） Occupational Health Services Convention.	1985.6.26採択 （第71回総会） 1988.2.17発効
135 石綿の利用における安全に関する条約（石綿条約）（第162号） Asbestos Convention.	1986.6.24採択 （第72回総会） 1989.6.16発効
136 海上及び港における船員の福祉に関する条約（船員福祉条約）（第163号） Seafarers' Welfare Convention.	1987.10.8採択 （第74回総会） 1990.10.3発効
137 船員の健康の保護及び医療に関する条約（健康の保護及び医療 [船員] 条約）（第164号） Health Protection and Medical Care (Seafarers) Convention.	1987.10.8採択 （第74回総会） 1991.1.11発効
138 船員のための社会保障に関する条約（社会保障 [船員] 条約 [改正]）（第165号） Social Security (Seafarers) Convention (Revised).	1987.10.9採択 （第74回総会） 1992.7.2発効
139 船員の送還に関する条約（船員送還条約 [改正]）（第166号） Repatriation of Seafarers Convention (Revised).	1987.10.9採択 （第74回総会） 1991.7.3発効
140 建設業における安全及び健康に関する条約（建設業における安全健康条約）（第167号） Safety and Health in Construction Convention.	1988.6.20採択 （第75回総会） 1991.1.11発効

テキスト	内容・締約国数・その他
Cmnd 8773、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が職業上の安全および健康並びに作業環境に関する一貫した政策を策定し実施することを定める。具体的には企業設備の安全の基準、危険な作業工程・物質の指定などを行う。また使用者には安全を確保する義務を課す。◆未批准の理由：この条約は、労働安全衛生法等によりある程度担保されているが、関係法令に規定がないものとして、二以上の企業が同一作業場で同じに活動する場合の協力(第17条関係)、個別企業における使用者と労働者代表との協力(第19条関係)がある。(参照：『いのちと健康』1994年10月号、墨矢亮、労働省安全衛生部計画課) 締約国数：40(2003.7.30現在)
Cmnd 9077 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、取得の過程にある、または取得した社会保障の受給権者が他の締約国の領土内に移住した場合などに、外国における支給の保証、保険期間等の通算を二国間・多数国間協定により定め、履行することができることを定める。 締約国数：3(2003.7.30現在)
Cmnd 9077 ILO CR 邦訳：ILO 条約	労働組合への参加、婚姻、産休、家族の世話、政治的意見、使用者へ訴訟を提起したことなどにより解雇されることがないこと等を定める。◆未批准の理由として、「...これを一見して、百五十八号条約、これは仮訳でございますけれども、読むだけで既に何点か現行制度とは全く違っている。例えば、意思表示をしたときには、解雇する前に労働者に弁明の機会を与えなければいけないといった点。細かい点でございますけれども、差別的な条件の一つとして皮膚の色が入っているといったようなこと。それからさらに、先ほど言いました举证責任が使用者側に負わされていること。一見明らか部分がございます。それで、我が国の場合、御承知のように、このILO条約というもの、こういったものについて、確かにこの条約は、採択の場合には政労使賛成してございます。これは、趣旨について賛成したわけで、こちらの方向へ向かった、こちらの方向といえますか、こういった趣旨について賛成で、中身についてできることは取り込んでいこうという趣旨だと思います。したがって、今申し上げましたように、一見しても問題点がありますので、具体的な批准に向けたぎりぎりした検討というは行っておらなかったはずでございますし、私の記憶でもぎりぎりとした検討の国会答弁がある。」(松崎厚生労働省労働基準局長156衆・厚生労働平15.5.28)との国会答弁がある。 締約国数：33(2003.7.30現在)
ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、経済活動人口、鉱業、平均賃金、平均労働時間、賃金構造、労働費用、消費者物価指数、世帯収入支出、労働災害、労働争議等についての統計を作成し、公表することを定める。 締約国数：45(2003.7.30現在)
ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が労働者の健康、安全のために監視・助言の機関として、職業衛生機関を、単一の企業または複数の企業のために設置することを定める。 締約国数：22(2003.7.30現在)
ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、職業上石綿にさらされることに起因する健康に対する危険から労働者を保護するために、一定の作業工程における石綿の全面禁止等の措置をとること、クロシドライトの使用禁止、石綿吹き付け作業の禁止を定める。◆未批准の理由：本条約は、労働安全衛生法、特定化学物質等障害予防規則により、ある程度担保されているが、関係法令に規定がないものとして、緊急事態に対処する手続の作成(第6条関係)、クロシドライトの使用禁止(第11条関係)、使用者等の資格制度、作業計画の作成等がある。(参照：『いのちと健康』1994年10月号、墨矢亮(労働省安全衛生部計画課)) 締約国数：27(2003.7.30現在)
Cm658 ILO CR 邦訳：ILO 条約	船籍・国籍等を問わず、すべての船員に国内の適当な港において適切な福祉施設及びサービスを確保することを定める。 締約国数：12(2003.7.30現在)
Cm 658 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、船員に対して健康保険及び医療提供のための措置として、医療箱、医療手引書の設置、無線による医療助言が受けられること、100人以上の船員を乗せる3日を超える国際航行については医師の同乗などを確保しなければならないことを定める。 締約国数：11(2003.7.30現在)
Cm 658 ILO CR 邦訳：ILO 条約	船員に対して一定基準よりも不利でない社会保障の給付を受ける権利を保障し、締約国の法令の適用を受ける外国人の船員にその国民と均等の待遇を与えることを定める。 締約国数：2(2003.7.30現在)
Cm 658 ILO CR 邦訳：ILO 条約	船員が雇用契約期間が海外で終了した場合などは、船主の費用で、通常は飛行機により送還を受ける権利を有すること、締約国はそのための措置をとることを定める。 締約国数：10(2003.7.30現在)
Cm 723 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、建設現場での労働者の安全及び健康を確保するために、足場及び梯子、荷揚用機器、高所作業、圧縮空気作業等についての措置をとることを定める。 締約国数：17(2003.7.30現在)

条 約 名	採択日／発効日
141 雇用の促進及び失業に関する保護に関する条約(雇用促進及び失業に対する保護条約) (第168号) Employment Promotion and Protection against Unemployment Convention.	1988.6.21採択 (第75回総会) 1991.10.17発効
142 独立国における原住民及び種族民に関する条約(先住民及び種族民条約) (第169号) Indigenous and Tribal Peoples Convention.	1989.6.27採択 (第76回総会) 1991.9.5発効
143 職場での化学物質の使用における安全に関する条約 (化学物質条約) (第170号) Chemical Convention.	1990.6.25採択 (第77回総会) 1993.11.4発効
144 夜業に関する条約 (夜業条約) (第171号) Night Work Convention.	1990.6.26採択 (第77回総会) 1995.1.4発効
145 旅館、飲食店及び類似の事業場における労働条件に関する条約 (労働条件 [旅館及び飲食店] 条約) (第172号) Working Conditions (Hotels and Restaurants) Convention.	1991.6.25採択 (第78回総会) 1994.7.7発効

テキスト	内容・締約国数・その他
Cm 723 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、完全雇用、生産的雇用、職業の自由の選択の促進及び失業者保護のための措置をとることを定める。◆未批准の理由として、「...これらの条約につきましては、国内法において規定がないというのが一つの大きなポイントであり、法律の改正をしなければ批准が困難であるというような意味も含まれているわけでございます。例えば、雇用の終了につきましては多様な形態がございます。先生御存じのように、一律に規制するのが可能かどうかということなど、なお問題点があります...」(南野厚生労働副大臣参・厚生労働平13.12.4)との国会答弁がある。締約国数：6 (2003.7.30現在)
28 ILM 1384 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、社会・文化・経済状態によりその国の共同社会の者と区別され、かつその地位が伝統・慣習や法令により一部規制されている者である種族民、及びその国のある地域の先住民で自己の社会・文化・経済・政治制度を保持している者である原住民の伝統・慣習を尊重し、伝統的に占有する土地を保証するための措置をとることを定める。締約国数：17 (2003.7.30現在)
Cm 1562 ILO CR 邦訳：ILO 条約	使用者に安全な表示のある化学物質のみを使用する義務を課し、化学物質の危険性から労働者を保護すること、労働者には化学物質についての情報を受ける権利を認めることを定める。また国内での使用禁止措置がとられた化学物質の輸出の際には、輸入先政府に対して輸出国政府からその旨を通知することを定める。◆未批准の理由として、「今回の御提案させていただいております MSDS、データシート、この義務づけ、制度化によりまして、ILO 百七十号条約が求めております化学物質につきましては表示あるいはその情報資料のユーザーへの確実な提供等々の体制は、この条約の趣旨に沿いまして私どもでもできるものと考えております。ただ、本条約では、そうしたラベルといえますか表示がない物質、それからそういった情報資料等のない物質、これらはどんなものであれ一切使用してはならないということはこの条約は求めておりまして、私どもも今現在御提案申し上げているような、確実に化学物質に関する情報が伝わるような仕組みをつくるという考え方では対応できていない部分もございます。そういった、どんな物質であれ一切使用してはならないということまで我が国が行けるのかどうかも今後の検討課題だろうと思っておりますし、そうした点につきましては引き続き私ども検討をさせていただきたいと思っておりますのでございます。」(伊藤労働省労働基準局長参・労働・社会政策平11.5.13)との国会答弁がある。締約国数：11 (2003.7.30現在)
Cm 1562 ILO CR 邦訳：ILO 条約	午後10時から午前5時までを含む7時間以上の継続する間の夜業に従事する者で、健康上の理由により夜業に不適合と認められた者は配置転換されること、産前産後16週間の女子には夜業に代わるものを確保するための措置をとることを定める。◆未批准の理由として、「ILO 百七十一号の内容と国内法制との関連での問題でございますが、一つは、深夜業の定義の問題がございます。私どもの法制と深夜業の時間帯が異なっておりますが、この辺の整合性をどう保つべきなのかという点が一つございます。それから、内容の点で、健康状態の評価という点につきまして、いわば健康診断の問題でございますが、ILO 条約は自己の請求により健康状態についての評価を無料で受けられる権利を持つ、こういう労働者側からの権利として構成しておりますが、労働安全衛生法上、今回の改正法案で自主的健康診断という道も導入いたしました。基本的には、定期的に事業主が健康診断を実施することを義務づけている、そういう形で組み立てられておりまして、その辺の制度的な違いにつきましては、その差異についてなお検討を要する点がございます。また、健康上の問題があった場合に、ILO 条約では配置転換という事後措置をもって対応することで考え方が構成されておりますが、労働安全衛生法上は、健康に問題がある場合の事後措置といたしまして、労働時間の短縮、作業の転換あるいは深夜業の回数の減少等選択肢をかなり用意して事後措置を事業主に義務づけておるわけでございます。この辺も制度的な差異があるわけでございます。」(伊藤労働省労働基準局長参・労働平11.4.16)との国会答弁がある。締約国数：8 (2003.7.30現在)
Cm 1985 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、ホテルや飲食店で雇用される労働者に労働条件の改善のための施策をとること、個人的・家族的な生活を組織できるような作業スケジュールの事前通知、休日の労働への給与による補償等を定める。締約国数：13 (2003.7.30現在)

条 約 名	採択日／発効日
146 使用者の支払不能の場合における労働者債権の保護に関する条約(労働者債権保護 [使用者の支払不能]条約)(第173号) Protection of Workers' Claims (Employer's Insolvency) Convention.	1992.6.23採択 (第79回総会) 1995.6.8発効
147 大規模産業災害の防止に関する条約(大規模産業災害防止条約)(第174号) Prevention of Major Industrial Accidents Convention.	1993.6.22採択 (第80回総会) 1997.1.3発効
148 パートタイム労働に関する条約(パートタイム労働条約)(第175号) Part-Time Work Convention.	1994.6.2採択 (第81回総会) 1998.2.28発効
149 鉱山における安全及び健康に関する条約(鉱山における安全及び健康条約)(第176号) Safety and Health in Mines Convention.	1995.6.22採択 (第82回総会) 1998.6.5発効
150 1947年の労働監督条約の1995年の議定書 Protocol of 1995 to the Labor Inspection Convention, 1947.	1995.6.22採択 (第82回総会) 1998.6.9発効
151 在宅形態の労働に関する条約(在宅形態の労働条約)(第177号) Home Work Convention.	1996.6.20採択 (第83回総会) 2000.4.22発効
152 船員の労働条件及び生活条件の監督に関する条約(労働監督[船員]条約)(第178号) Inspection of Seafarers' Working and Living Conditions Convention.	1996.10.22採択 (第84回総会) 2000.4.22発効
153 船員の募集及び職業紹介に関する条約(船員の募集及び職業紹介条約)(第179号) Recruitment and Placement of Seafarers.	1996.10.22採択 (第84回総会) 2000.4.22発効
154 1976年の商船(最低基準)条約の1996年の議定書 Protocol of 1996 to the Merchant Shipping (Minimum Standards) Convention, 1976.	1996.10.22採択 (第84回総会) 2003.1.10発効

テキスト	内容・締約国数・その他
<p>Cm 2433 ILO CR 邦訳：国会 ILO ILO 条約</p>	<p>倒産時等に生じる労働者債権は、通常の債権者への返済に先立って使用者の資産から優先的に支払うこと(条約第2部)、および使用者が支払不能のため支払えないときには保証機関によって保証すること(条約第3部)を定める。◆未批准の理由として、「...この条約の中では第二部と第三部と分かれておりますが、第二部においては労働債権の保護について、我が国における各種債権の優先順位というのは国税徴収法とか民法等の一般実体法により定めておるところでありますけれども、この条約が二部において求めていますのは、三か月以上の労働債権の優先順位を国税等の特権を付与された他の大部分の債権より高いものとするということになっております。ということで、大変な労働債権を高い順位の保護にしているというところがございます。厚生労働省といたしましては、賃金を始めとする労働債権は、労働者及びその家族の方々の糧である、生活の糧であるということでありまして、労働債権の保護ということは大変重要であるというふうに認識しております。法制審議会で破産法等、倒産法制の見直しの一環としてこの優先順位の在り方について議論がなされるということでありましたので、平成十一年から研究会を開催しまして報告書を取りまとめ、その法制審でも、研究会の報告なども御紹介をしながら法制審議会における対応も行ってきたところでありますが、今回の改正に当たりましては、先ほどからのお話もありますように、なかなか、我が国の国内法制との整合性との観点から ILO 条約の批准がなかなか難しいということでありまして...」(青木厚生労働大臣官房審議官参・法平 15.7.22)との国会答弁がある。 締約国数：15 (2003.7.30現在)</p>
<p>Cm 2604 ILO CR 邦訳：国会 ILO ILO 条約</p>	<p>大規模危険施設(ただし、核施設・放射性物質処理施設や軍事施設等は除く)は各々危険管理システムを確立し国との間で調整すること、施設労働者は施設の危険性について知る権利、また切迫した災害危険性が合理的に確認されたときには、活動中断の権利が認められることを定める。◆未批准の理由として、(我が国の安全行政システムは、国が基準を作りこれを事業者に遵守させるというものの国)これを全面的に条約に合わせて、全部システム(事業者が第一次的に安全評価を行い国が必要に応じて審査するという)を変えて、果たして今以上の安全が保持できるかという点について問題がある、との指摘がある。(参照：『世界の労働』1993年8月号、高橋労働大臣官房総務審議官) 締約国数：9 (2003.7.30現在)</p>
<p>ILO CR 邦訳：国会 ILO ILO 条約</p>	<p>パートタイム労働の意義を認め、パートタイム労働者雇用・労働条件・社会保障に関する保護についてフルタイム労働者と同様な権利を認めることを定める。◆未批准の理由として、「ILO の百七十五号条約採択のお話でございますが、これは我が国政府として本条約の趣旨はおおむね理解できる、しかし国内法制との整合性の観点からは当面の批准は無理であることなどを総合的に勘案した結果、過去において棄権をしたという経緯がございます。現時点におきましてもこの状況は現在変わっていないというふうに私は認識をいたしております...」(坂口厚生労働大臣参・厚生労働平 13.3.22)との国会答弁がある。 締約国数：10 (2003.7.30現在)</p>
<p>ILO CR 邦訳：国会 ILO ILO 条約</p>	<p>鉱山の安全・衛生政策の策定、実施、定期的見直しのための国の法律、規定の整備にあたって、労使との協議を必要とすること、労働者には、主体的な情報へのアクセスと判断する権利が認められることを定める。◆未批准の理由：安全・衛生上、鉱山保安法とかあるいは安全・衛生法の関係では、使用者あるいは事業主に対して義務規定はあるが、労働者に対する権利の規定がない。鉱山労働者の全部の雇用者の中に占める割合が0.1%ぐらいしかない。(参照：『世界の労働』1995年8月号、椎谷労働大臣官房総務審議官) 締約国数：20 (2003.7.30現在)</p>
<p>ILO CR 邦訳：国会 ILO、 世労45(8)(抄)、ILO 条 約</p>	<p>第81号条約の規定を非営利サービス部門にも適用拡大する。(『世界の労働』1995年8月32ページ)◆未批准の理由について、わが国においては、労働基準監督を公務部門に拡大適用することは容易ではないとの指摘がある。(参照：『世界の労働』1995年8月号、椎谷労働大臣官房総務審議官) 締約国数：10 (2003.7.30現在)</p>
<p>36 ILM 55 邦訳：国会 ILO ILO 条約</p>	<p>家内労働(製品・サービスにつながる労働)に関する政策のうち報酬、社会保障、母性保護や訓練等の分野で、家内労働者その他の賃金労働者との間の待遇の平等を促進することを定める。◆未批准の理由：.現在日本の家内労働法では、ものの製造、加工ということが中心になっており、サービスは入らない。(参照：『世界の労働』1996年8月号、広見労働大臣官房総務審議官) 締約国数：4 (2003.7.30現在)</p>
<p>邦訳：国会 ILO ILO 条約</p>	<p>船員の労働条件及び生活条件の監督体制について、法令違反の場合の罰則を含めて総合的に定める。 締約国数：8 (2003.7.30現在)</p>
<p>邦訳：国会 ILO ILO 条約</p>	<p>これまで船員の職業紹介事業については、公共の無料職業紹介所以外を原則的に禁止してきたのを完全自由化し、その上で、紹介事業の規制法令等の整備や苦情処理手続について定める。 締約国数：7 (2003.7.30現在)</p>
<p>ILO CR 邦訳：国会 ILO、 ILO 条約</p>	<p>商船としての最低基準を国際的に取り決める1976年の商船(最低基準)条約に6つの関連する ILO 条約を補足し、議定書を批准する国は、このうち一つ以上を選択して受け入れることとしている。(『世界の労働』1997年2月号13ページ) 締結国数：10 (2003.7.30現在)</p>

条 約 名	採択日／発効日
155 船員の労働時間及び定員に関する条約（船員の労働時間及び船舶の定員条約）（第180号） Seafarers' Hours of Work and the Manning of Ships Convention.	1996.10.22採択 （第84回総会） 未 発 効
156 1952年の母性保護条約(改正)に関する改正条約(183号) Maternity Protection Convention (Revised), 1952.	2000.6.15採択 （第88回総会） 未 発 効
157 農業における安全衛生に関する条約（第184号） Safety and Health in Agriculture Convention, 2001.	2001.6.21採択 （第89回総会） 2003.9.20発効
158 1981年の労働安全衛生条約の2002年の議定書 Protocol of 2002 to the Occupational Safety and Health Convention, 1981.	2002.6.20採択 （第90回総会） 未 発 効
159 船員の身分証明書改正労働条約（第185号） Seafarers' Identity Documents Convention (Revised), 2003.	2003.6.19採択 （第91回総会） 未 発 効

3. 国連教育科学文化機関（ユネスコ UNESCO）寄託条約

一部の寄託条約の本文及び批准状況はユネスコの HP で確認することができる。

<http://www.unesco.org/general/eng/legal/convent.shtml>（平成15年8月15日 最終アクセス）

条 約 名	採択日／発効日
160a 武力紛争の際の文化財保護のための条約 Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict.	1954.5.14作成 （ハーグ） 1956.8.7発効
160b 武力紛争の際の文化財保護のための議定書 Protocol for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict.	1954.5.14作成 （ハーグ） 1956.8.7発効
160c 武力紛争の際の文化財の保護のための条約の第二議定書 Second Protocol to the Hague Convention of 1954 for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict.	1999.3.26採択 （ハーグ） 未発効
161 教育における差別を禁止する条約及び調停斡旋委員会設立議定書 Convention against Discrimination in Education, and Protocol Instituting a Conciliation and Good Offices.	1960.12.14採択 （パリ） 1962.5.22発効

テキスト	内容・締約国数・その他
邦訳：国会 ILO ILO 条約	船員の労働環境保護のため、最高労働時間等の具体的規定のほか、船舶所有者及び船長の責任等についても定める。 批准国数：13 (2003.7.30現在)
大原 No.508 [原文・仮訳とも] (Z6-89)	1952年の母性保護条約の改正条約。出産休暇を14週に引き上げる、出産休暇後に元の職に復帰する権利、妊娠検査を義務付けることの禁止、解雇理由が妊娠・出産に無関係であることを使用者が証明しなければならないという使用者の举证責任等を定める。批准国数：4 (2003.7.30現在)
邦訳：世労51(8) (抄)	自営農業などの労働者の一部を適用除外とするものの、農業における安全衛生を確保するための各種の措置 (リスク評価、機械の安全、原材料や動物の取り扱い、化学物質管理、社会保障、福祉施設等) を定める。また、児童労働、季節労働者、女性労働者に関する規定も盛り込まれている。 (『世界の労働』2001年8月号23ページ) 締結国数：3 (2003.7.30現在)
邦訳：世労52(8) (抄)	労働災害と職業性疾病、危険事例、通勤災害の記録と届出に関する要件と手続きを定め、定期的に見直すよう批准国に求めている。また、最新の国際的な制度に対応する分類体系に基づき、これらの年次統計を発表することも求めている。 (『世界の労働』第52巻第8号2002年8月29ページ) 締結国数：0 (2003.7.30現在)
邦訳：世労53(8)	テロ行為に対する効果的な安全保障手段を開発し、船員の移動の自由を確保するため、1958年の第108号条約を改正する。指紋をもとにした生体認証テンプレートをを用いた身分証明書 (ID) の様式、適切な発行手続き、データベースの維持などについて規定する。条約に関連する決議で、ILOは「特に国際民間航空機関 (ICAO) と協力し、国際的に運用できる生体認証基準」の開発に向けた措置を緊急に講じるよう要請された。 (ILO 駐日事務所 HP「最新情報」(2003年6月19日 (木) 発表 ILO/03/35)) 締結国数：0 (2003.7.30現在)

テキスト	内容・締約国数・その他
249 UNTS 215 邦訳：ユネスコ	武力紛争の際に自国及び他国の文化財を尊重すること、占領時に被占領国の文化財の保全及び保存に対する援助を行うこと、武力紛争に際し、文化財集中地区を軍事的目的に使用しないことを条件に特別保護を与え、それに対する敵対行為を禁ずること等を定める。◆未批准の理由として、「ハーグ条約につきましては、御承知のように、武力紛争の影響から文化財を保護することを目的とした条約でございますが、これにつきましては、その文化財の集中する地域が重要な軍事目標、すなわち飛行場とか放送局それから鉄道の幹線とか、そういうようなものから適切な距離にあるなどの条件を満たす場合に、このような地域に特別な保護を与えるというものでございますけれども、これがその、適切な距離に置くということの適当なメルクマールがございませんで、例えば京都とか奈良とかいったような地域が対象と考えられるわけですが、これらを先ほど申し上げましたような放送局とかそういう、鉄道の幹線とか、そういうところから適切な距離に置くことは実際上非常に困難が伴うのではないかとことから、この条約につきましても慎重な検討を行う必要があるのではないかと考えております。」(横田外務大臣官房文化交流部長 参・外 平14.6.11) との国会答弁がある。 締約国数：103 (2002.4.9現在)
249 UNTS 215 邦訳：ユネスコ	締約国は武力紛争の間に自国が占領する地域から文化財が輸出されることを防止する。それに反して輸出された文化財が自国の領内にある締約国は、武力紛争が終了した際に返還しなければならないことを規定する。 締約国数：85 (2002.4.9現在)
38 ILM 769	上記の条約を補足する議定書。条約が定める「文化財の保全」の義務内容、「文化財の尊重」義務の免責事由となる事態である「真にやむを得ない軍事上の必要」について等についての詳細を規定する。 署名国数：9、批准国数5 (2003.1.26現在)
429 UNTS 93 邦訳：ユネスコ 宣言、資料	教育における人権、性、言語、宗教、政治上の意見、民族・社会的出身等による差別の禁止を規定する。また、自国領内に居住する外国民に自国民に与える同一の教育上の機会を与えること、国内の少数民族に自己の教育活動を保障する等を規定する。議定書は1962.12.10採択 (UNESCO Res.1962) 締約国数：86 (1997.12.31現在)

条 約 名	採択日／発効日
162 アジア・太平洋地域における高等教育に関する研究、資格証書及び学位の承認に関する条約 Regional Convention on the Recognition of Studies, Diploma and Degrees in Higher Education in Asia and the Pacific.	1983.12.16作成 (バンコク) 1985.10.23発効
163 技術教育及び職業教育に関する条約 Convention on Technical and Vocational Education.	1989.11.10採択 (パリ) 1991.8.29発効
164 水中文化遺産保護条約 Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage	2001.11.2採択 (パリ) 未発効

4. 国際民間航空機関 (ICAO) 条約

国際民間航空機関の寄託条約の批准状況については、*Annual Report of the Council 2001* 等がある。

一部の寄託条約の批准状況は国際民間航空機関の HP で確認することができる。

http://www.icao.int/cgi/goto_leb.pl?icao/en/leb/treaty.htm (平成15年8月20日 最終アクセス)

条 約 名	採択日／発効日
165 航空機の権利の国際承認に関する条約 (ジュネーブ条約) Convention on the International Recognition of Rights in Aircraft.	1948.6.19作成 (ジュネーブ) 1953.9.17発効
166a 外国航空機が地上の第三者に与えた損害に関する条約 (ローマ条約) Convention on Damage Caused by Foreign Aircraft to Third Parties on the Surface.	1952.10.7作成 (ローマ) 1958.2.4発効
166b ローマ条約の改正議定書 (モントリオール議定書) Protocol to amend the Convention on Damage Caused by Foreign Aircraft to Third Parties on the Surface.	1978.9.23作成 (モントリオール) 2002.7.25発効
167a 契約運送人以外の者が行う国際航空運送についてのある規則の統一に関するワルソー条約の補充条約 (グアテマラ条約) Convention, Supplementary to the 1929 Warsaw Convention for the Unification of Certain Rules to International Carriage by Air Performed by a Person Other than the Contracting Carrier.	1961.9.18作成 (グアテマラ) 1964.5.1発効
167b ハーグ議定書で改正されたワルソー条約の改訂議定書 (グアテマラ議定書) Protocol to amend the Convention for the Unification of Certain Rules relating to International Carriage by Air, as amended.	1971.3.8作成 (グアテマラ) 未発効
167c ワルソー条約の改正第一追加議定書 (モントリオール第一追加議定書) Additional Protocol No.1 to amend the Convention for the Unification of Certain Rules relating To International Carriage by Air.	1975.9.25作成 (モントリオール) 1996.2.15発効
167d ハーグ議定書で改正されたワルソー条約の改正第二追加議定書 (モントリオール第二追加議定書) Additional Protocol No.2 to amend the Convention for the Unification of Certain Rules relating to International Carriage by Air, as amended in 1955.	1975.9.25作成 (モントリオール) 1996.2.15発効

テキスト	内容・締約国数・その他
1985 ATS 33	他の締約国からの研究者の受入や高等教育の学位や資格が他の締約国でも通用するようにするために、国際的及び国内的に調整を行うことを定める。 締約国数：16 (1997.12.31現在)
UNESCO Res.1989 邦訳：国会ユネスコ	締約国が青少年及び成年の双方に対する技術教育及び職業教育の計画実施、発展の確保、この分野での国際協力を促進すること等を定める。◆未批准の理由について、「技術教育、それから職業教育の発展を目的とし、各国においてとるべき措置等を規定しておくわけでございます。内容の上では基本的には問題ない、そういうふうを考えておりますけれども、他省庁にかかわる部分もありまして、検討に時間を要してきております。また、そのほかの加盟国の動向を見ても、これまでの批准国はわずか十一カ国であります。百八十七カ国のうちの十一カ国でありまして、各国においても時間を要している状況にあります。この条約に規定する内容の実現につきましては、批准の有無にかかわらず、行政遂行上余り問題はないと考えておりますけれども、今後各国の動向をよく見きわめながらさらに検討を進めていきたいと思っております。」(中曽根文部大臣 衆・文教 平12.3.15)との国会答弁がある。 締約国数：11 (1997.12.31現在)
40 ILM 40 邦訳：国会ユネスコ	水中にある船舶の残骸等の文化遺産を人類の文化遺産の一部を構成するものとして、様々な脅威から保護していくことを目的とした条約。特に領海外における保護体制の構築等を定める。

テキスト	内容・締約国数・その他
310 UNTS 151	締約国が航空機の所有権、取得権、抵当権、賃借権などの設定についての登記を維持すること、航空機の救難費用及び維持費にかかる債権について航空機に対する先取特権を認めること等を定める。 締約国数：85 (2001.12.31現在)
310 UNTS 181 邦訳：空法13、 国際航空	1933年ローマ条約、その保険条項を改正するブラッセル条約の改正条約。運送人に不可抗力、無過失の抗弁を認めない絶対責任を課する見返りに、航空機の重量ごとの責任限度額を定める。 締約国数：45 (2001.12.31現在)
ICAO Doc.9257 邦訳：駒大政論15	上の条約を改正する議定書。責任限度額の引き上げ、通貨表示をフランから国際通貨引出権 (SDR) に改める。 締約国数：4 (2001.12.31現在)
500 UNTS 31 邦訳：空法18/19、 駒大政論18	ワルソー条約を補足する条約。国際運送についての荷送人や旅客と運送契約を締結する運送人から授権され、運送の全部または一部を行う実際運送人について責任を定める。 締約国数：82 (2001.12.31現在)
Cmnd 4691 邦訳：国際航空	運送人の責任限度額規定を25万フランから150万フランに引き上げるほかに、運送人が故意の場合でも責任を制限する「破りえない絶対責任の原則」を導入する。◆未批准の理由として、飛行機を故意に落としておいて責任を150万フランに制限するのは「民法90条違反にもなり...憲法の財産権の保障あるいは人身の保障に反する。...」(矢沢惇代表団顧問 空法16 p.25) 批准国数：7 (2001.12.31現在)
ICAO Doc.9145、 Cmnd 6480 邦訳：駒大政論16	ワルソー条約は1961年、1971年の各議定書により改正されているが、それらの議定書の批准にかかわらず、今回の改正の内容を適用するため、第1から第3の改正追加議定書が作成された。わが国は1961年のハーグ改正議定書のみ批准している。運送人の責任限度額の表示通貨単位をポアンカレ・ゴールド・フランから、国際通貨基金の特別引出権 (SDR) に改める。 締約国数：47 (2001.12.31現在)
ICAO Doc.9146、 Cmnd 6481 邦訳：駒大政論16	1961年のハーグ議定書によって改正されたワルソー条約を改正する議定書。運送人の責任限度額の表示通貨単位をポアンカレ・ゴールド・フランから、国際通貨基金の特別引出権 (SDR) に改める。 締約国数：48 (2001.12.31現在)

条 約 名	採択日／発効日
167e ハーグとグアテマラの議定書で改正されたワルソー条約の改正第三追加議定書 (モントリオール第三追加議定書) Additional Protocol No.3 to amend the Convention for the Unification of Certain Rules relating to International Carriage by Air, as amended in 1955 and 1971.	1975.9.25作成 (モントリオール) 未 発 効
168a シカゴ条約(国際民間航空条約)の改正議定書[最終条項]及びシカゴ条約の五カ 国語の正文に関する議定書 Protocol Relating to an Amended to the Convention on International Civil Aviation [Final Clause.] and Protocol on the Authentic Quinquelingual Text of the International Civil Aviation.	1995.9.29作成 (モントリオール) 未 発 効
168b シカゴ条約の改正議定書 [第56条] Protocol relating to an Amendment to the Convention on International Civil Aviation (Article 56).	1989.10.6作成 (モントリオール) 未 発 効

5. 国際海事機関 (IMO) 寄託条約

寄託条約の批准状況は国際海事機関の HP で確認することができる。(平成15年 8月20日 最終アクセス)
http://www.imo.org/Conventions/mainframe.asp?topic_id=148

条 約 名	採択日／発効日
169 国際海上交通の簡略化に関する条約 Convention on Facilitation of International Maritime Traffic.	1965.4.9作成 (ロンドン) 1967.3.5発効
170a 特殊商業客船協定 Special Trade Passenger Ships Agreement.	1971.10.6作成 (ロンドン) 1974.1.2発効
170b 特殊商業客船の空間の必要条件に関する議定書 Protocol on Space Requirements for Special Trade Passenger Ships.	1973.7.13作成 (ロンドン) 1977.6.2発効
171 核物質の海上運送の分野における民事責任に関する条約(ブラッセル核物質海上運 送条約) Convention relating to Civil Liability in the Field of Maritime Carriage of Nuclear Materials.	1971.12.17作成 (ブラッセル) 1975.7.15発効
172 油以外の物質による汚染の場合の公海上の措置に関する議定書 Protocol relating to Intervention on the High Seas in Cases of Pollution by Substances other Than Oil.	1973.11.2作成 (ロンドン) 1983.3.30発効
173a 乗客及びその手荷物の海上運搬に関するアテネ条約 Athens Convention relating to the Carriage of Passengers and their Luggage by Sea.	1974.12.13作成 (アテネ) 1987.4.28発効
173b アテネ条約の1976年議定書 Protocol of 1976 to the Athens Convention relating to the Carriage of Passen- gers and their Luggage by Sea.	1976.11.19作成 (ロンドン) 1989.4.30発効
173c アテネ条約の1990年議定書 Protocol of 1990 to amend the Athens Convention relating to the Carriage of Passengers and Their Luggage by Sea.	1990.3.29作成 (ロンドン) 未 発 効
174 漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する議定書 Protocol of 1993 relating to the Torremolinos International Convention for the Safety of Fishing Vessels.	1993.4.2作成 (トレモリノス) 未 発 効
175 海難救助に関する国際条約 International Convention on Salvage.	1989.4.28作成 (ロンドン) 1996.7.14発効

テキスト	内容・締約国数・その他
ICAO Doc.9147、 Cmnd 6482 邦訳：駒大政論16	1961年、1971年の両議定書によって改正されたワルソー条約を改正する議定書。運送人の責任限度額の表示通貨単位をポアンカレ・ゴールド・フランから、国際通貨基金の特別引出権（SDR）に改める。 批准国数：23（2001.12.31現在）
ICAO Doc. 9663、9664	シカゴ条約の正文は英仏西露語だったが新たにアラビア語を加える改正。 批准国数：41（改正議定書）、57（議定書）（2001.12.31現在）
Senate Tr.Doc. 101-14	シカゴ条約第56条の改正。1971年議定書（わが国批准済み 昭和51年8月14日 条約第11号）で航空委員の定員は12人から15人に増員されたが、この議定書でさらに19人に増員する。批准国数：92（2001.12.31現在）

テキスト	内容・締約国数・その他
591 UNTS 265	わが国は昭和40年9月30日に署名済み。船舶の出発・到着手続の簡略化のための、要件の統一を定める。 締約国数：94（2003.4.30現在） なお、1973.11.19（1984.6.2発効）[Cmnd5591]に第7条が改正されている。
Cmnd 7761	インド洋等を航行区域とする国際航路の大型客船についてこの条約が定める基準を充たさなければならないことを定める。 締約国数：17（2003.4.30現在）
Cmnd 7761	締約国は上の条約が定める大型客船の設備のスペースの要件について、この議定書が定める基準を国内法化する義務を負うことを規定する。 締約国数：16（2003.4.30現在）
Cmnd 5094 邦訳：原子力	パリ条約（193）やウィーン条約（192）に基づいて原子力施設の運行者が責任を負う場合は、海上運送法に基づき責任を負わされる者はその責任を免除されることを定める。 締約国数：16（2003.4.30現在）
Cmnd 8924 邦訳：環境関連	締約国が油以外のこの議定書が指定する物質による、公海上での沿岸への重大な差し迫った危険を防止あるいは緩和する措置をとることを定める。 締約国数：38（2002.12.31現在）
Cmnd 6326	運送中の乗客の死傷、その荷物の損害について運送人の過失責任、衝突、座礁等の場合を除き被害者の挙証責任、責任の限度額を定める。万国海法会作成の1961年、1967年の条約に代わるもの。 締約国数：29（2003.4.30現在）
Cmnd 6765	上のアテネ条約の議定書。損害額の単位をフランから国際通貨基金引出権（SDR）に改める。締約国数：23（2003.4.30現在）
	上のアテネ条約の議定書。賠償限度額を乗客の死傷の場合は一人につき46,666単位から17,500単位へ、手荷物の損壊、喪失の場合は833単位から1,800単位に引き上げること等を規定する。 批准国数：3（2003.4.30現在）
Cm 3339	この議定書の締約国はトレモリノス条約（わが国未批准）に掲げる、この議定書により改正されたところの24m以上の漁船の安全のための設備に関する規則に従うべきことを規定する。 批准国数：9（2003.4.30現在）
損保研究51(4) [原文・邦訳共]	1910年海難救助条約（わが国批准済み 大正3年2月10日 条約第2号）の改正条約。救難者に環境損害の防止軽減に注意義務を課し、救助すべき財産の範囲を拡大する。また、環境損害防止を奨励するためにそれが報酬にはねかえるように定める。 締約国数：43（2003.4.30現在）

条 約 名	採択日／発効日
176 危険物質及び有害物質の海上輸送に伴う損害についての責任および補償に関する国際条約 (HNS 条約) International Convention on Liability and Compensation for Damage in connection with the Carriage of Hazardous and Noxious Substances by Sea.	1996.5.3作成 (ロンドン) 未 発 効
177 1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約に関する議定書 1996 Protocol to the Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and other Matter, 1972.	1996.11.7作成 (ロンドン) 未 発 効
178 危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書 (OPRC—HNS 議定書) The Protocol on Preparedness, Response and Co-operation to pollution Incidents by Hazardous And Noxious Substances, 2000.	2000.3.15作成 (ロンドン) 未 発 効
179 2001年のバンカー油による汚染損害に対する責任及び補償に関する国際条約 International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001.	2001.3.23作成 (ロンドン) 未 発 効

6. 国際海事衛星機構 (INMARSAT) 寄託条約

条 約 名	採択日／発効日
180 国際海事衛星機構の特権及び免除に関する議定書 Protocol on the Privileges and Immunities of the International Maritime Satellite Organization.	1981.12.1作成 (ロンドン) 1983.7.30発効
181 領海及び港湾における国際海事衛星機構船舶局の使用に関する国際協定 International Agreement on the Use of INMARSAT Ship Earth Stations within the Territorial Sea and Parts.	1985.10.16作成 (ロンドン) 未 発 効

7. 世界知的所有権機関 (WIPO) 寄託条約

世界知的所有機関の寄託条約の批准状況については、 *Intellectual Property Laws and Treaties* の1月号一部の条約本文と批准状況は世界知的所有権機関のHPで確認することができる。(平成15年8月20日
<http://www.wipo.int/treaties/index.html>)

条 約 名	採択日／発効日
182 標章の国際登録に関するマドリッド協定 Madrid Agreement concerning the International Registration of Marks.	1891.4.14作成 (マドリッド) 1892.7.15発効
183 意匠の国際寄託に関するハーグ条約 Hague Agreement concerning the International Deposit of Industrial Designs.	1925.11.6作成 (ハーグ) 1928.6.1発効
184 原産地名称の保護等に関するリスボン条約 Lisbon Agreement for the Protection of Appellations of Origin and their International Registration.	1958.10.31作成 (リスボン) 1966.9.25発効
185 意匠の国際分類を制定するロカルノ協定 Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs.	1968.10.8作成 (ロカルノ) 1971.4.27発効

テキスト	内容・締約国数・その他
35 ILM 1406	危険物質、有害物質の海上輸送に係わる損害について船舶の所有者の責任の内容を定める。また、補償のための国際基金の設置を定める。 批准国数：3 (2003.4.30現在)
36 ILM 7	海洋投棄の事前許可の際の監査基準、海上での廃棄物焼却の禁止、投棄目的での廃棄物の輸出の禁止等を定める。 批准国数：16 (2003.4.30現在)
	1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約 (OPRC 条約) (わが国批准済み 平成7年10月20日 条約第20号) が対象とする物質の範囲を危険物質及び有害物質(HNS)へ拡大する議定書。◆批准に関する検討状況について、「OPRC 条約、この条約の締約国の本議定書に対する締結等の動向等も踏まえつつ、危険物質及び有害物質の流出事故に対処するための国家的緊急時計画、これは先生が御指摘でございますが、この策定に向けて環境庁等関係省庁とも連携しつつ積極的に対応してまいりたい、このように思っております。」(長光海上保安庁次長 参・交 平12.4.4) との国会答弁がある。 批准国数：4(2003.4.30現在)
	バンカー油 (燃料油) による汚染損害について、船主の無過失責任、登録船主の責任保険への加入証明書の船舶への備付義務、被害者の責任保険保険者への直接損害賠償の請求等を定める。 批准国数：1(2003.4.30現在)

テキスト	内容・締約国数・その他
Cmnd 8497、 BGBI 1984II596	国際海事衛星機構及びその職員の裁判や税からの免除等の特権を定める。 締約国数：41 (2002.12.30現在)
Cm 149	締約国は、インマルサットのシステムに属する認可された他の国の旗国船の地球局が、自国の港湾や領海で活動することを定める。 批准国数：42 (2002.12.30現在)

に毎年、当年1月1日現在での一覧が掲載される。

最終アクセス)

テキスト	内容・締約国数・その他
828 UNTS 389 邦訳：工業所有権、 知的財産第2巻 [原文共]	工業所有権の保護に関するパリ条約第19条 (我が国批准済み 昭和50年3月6日条約第2号) の特別取極。標章の国際登録制度を創設する。なお、本協定が使用言語をフランス語のみとしていたものを英語及びフランス語とする等を規定したいわゆるマドリッド議定書が1989年に採択、1995年に発効しており、わが国は批准済みである (平成11年12月17日 条約第17号)。 締約国数：52(2003.4.30現在)
205LNTS179 知的財産第3巻 [原文・邦訳共]	パリ条約第19条 (同上) の特別取極。意匠の保護のための国際寄託の制度を創設する。 締約国数：31(2003.4.15現在)
JO 17 août 1975 邦訳：工業所有権、 知的財産第2巻 [原文・邦訳共]	パリ条約第19条 (同上) の特別取極。生産物の特質が専ら地理的環境に由来しているような生産物を指称するために用いられる原産地名称を登録、保護する制度を創設する。 締約国数：20 (2003.4.15現在)
BGBI 1990II1677 邦訳：工業所有権	パリ条約第19条 (同上) の特別取極。意匠のための国際分類表を制定する。 締約国数：41 (2003.4.15現在)

条 約 名	採択日／発効日
186 標章の図形要素の国際分類を制定するウィーン条約 Vienna Agreement Establishing an International Classification of the Figurative Elements of Marks.	1973.6.12作成 (ウィーン) 1985.8.9発効
187 オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約 Nairobi Treaty on the Protection of the Olympic Symbol.	1981.9.26作成 (ナイロビ) 1982.9.25発効
188 視聴覚著作物の国際登録に関する協定 Treaty on the International Registration of Audiovisual Works.	1989.4.20作成 (ジュネーブ) 1991.2.27発効
189 集積回路に係る知的所有権に関する条約 Treaty on International Property in Respect of Integrated Circuits.	1989.5.26作成 (ワシントン) 未 発 効
190 特許法条約 Patent Law Treaty.	2000.6.1作成 (ジュネーブ) 未 発 効

8. 国際原子力機関 (IAEA) 寄託条約

一部の寄託条約の本文と批准状況は、国際原子力機関の HP で確認することができる。

<http://www.iaea.org/worldatom/Documents/Legal/index.shtml> (平成15年8月20日 最終アクセス)

条 約 名	採択日／発効日
191 原子力船運航者の責任に関する条約及び議定書 Convention on Liability of Operators of Nuclear Ships with Protocol.	1962.5.25作成 (ブラッセル) 未 発 効
192 原子力損害の民事責任に関するウィーン条約及び選択議定書 Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage with Optional Protocol.	1963.5.21作成 (ウィーン) 1977.11.12発効

9. 経済協力開発機構 (OECD) 寄託条約

一部の寄託条約の本文と批准状況は経済協力開発機構の HP で確認することができる。

<http://webdomino1.oecd.org/horizontal/oecdacts.nsf> (平成15年8月20日 最終アクセス)

条 約 名	採択日／発効日
193a 原子力エネルギーの分野の第三者に対する責任に関する条約及び追加議定書 Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy with Additional Protocol.	1960.7.29作成 (パリ) 1968.4.1発効

テキスト	内容・締約国数・その他
I.P. Sep.1973	標章が文字ではなく図形で構成されているもののために、図形要素のための共通の分類を定める。 締約国数：19 (2003.4.15現在)
I.P. Dec.1981 邦訳：工業所有権、 知的財産第2巻 [原文・邦訳共]	締約国にオリンピックの五輪のシンボルマークを許可なく含んでいるマークの登録を拒否すること、商業目的での使用を禁じるための適切な措置をとることなどを定める。 締約国数：41 (2003.4.15現在)
Copyright、Jun.1989 邦訳：コピーライト340 (抄)、 知的財産第3巻 [原文・邦訳共]	ビデオ等の視聴覚著作物の取引の安全の確立、海賊版の防止のために、視聴覚著作物の国際登録制度を創設する。 締約国数：13 (2003.4.15現在)
Copyright、Jun.1989 邦訳：外国の立法 30(6)、回路 昭64/平元	集積回路の回路配置を登録により保護し、許可なき複製を禁じる。ただし、締約国の国家的な必要のために、著作権者の任意の同意のない利用を認めることを定める。署名国数：8、批准国数：1 (1997.1.1現在)
39 ILM 1047	各国で異なる国内手続を統一化、簡素化し、出願人の負担を軽減することを目的とする条約。署名国数：54、批准国数：7 (2003.4.15現在)

テキスト	内容・締約国数・その他
BGBI 1975II957、 977 邦訳：原子力、 海法復10	原子力船運航者の原子力事故による損害の責任（無過失責任、15億フランの賠償限度額、運航者以外のは責任を負わないことなど）を規定する。非保有国のみ6カ国批准しているが、保有国の批准がないため未発効。192、193参照。 ◆未批准の理由として、「この条約に規定しております運行者の責任限度額というのがございますが、これは原子力事故当たり15億フランというふうに分けられております。これは大体条約採択当時の金の価格で算定いたしますと約275億円というふうに分かれております。他方、我が国には別途国内法といたしまして原子力損害賠償法がございます。これは最低限度額が360億円ということで上は青天井になっております。そういうことですので、この条約に加入をするためには原賠法の責任限度額をむしろ下げなければならないというおかしなことになりますので、我が国としては国内法的にも加入ができない。」(小宅外務大臣官房審議官 衆・外務 昭57.4.16) との国会答弁がある。
Cmnd 2333、 2ILM727 邦訳：原子力	原子力事故に対する事業者の責任（無過失責任、異常な天災・戦争による免責、賠償限度額は500万 US ドルを下回らない額に制限するなど）、国家賠償などについて規定する。未批准の理由は上に同じ。193参照。

テキスト	内容・締約国数・その他
Cmnd 3755 邦訳：原子力	原子力事故に対する事業者の責任(無過失責任、異常な天災・戦争による免責、1500万欧州計算単位の有限責任とするなど)、国家賠償で補填することなどについて規定する。わが国の原子力損害賠償法では、事業者の無過失責任、最高300億円までの賠償措置、それを超える額についての事業者への国の援助等を規定する。未批准の理由は「原子力船運航者の責任に関する条約及び議定書」と同じ。締約国数：14 (1995.12.31現在)

条 約 名	採択日／発効日
193b 同条約の改正議定書 Protocol to the amend the Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy As Amended by Additional Protocol.	1982.11.16作成 (パリ) 1988.10.7発効
193c 同条約の補充条約及び追加議定書 Convention Supplementary to the 1960 Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy with Additional Protocol.	1963.1.31作成 (ブラッセル) 1974.12.4発効
193d 同条約の補充条約及び追加議定書の改正議定書 Protocol to amend the Convention Supplementary to the 1960 on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy, as amended by the Additional Protocol.	1982.11.16作成 (パリ) 1991.8.1発効

10. 世界関税機関（CCC）寄託条約

一部の寄託条約の本文と批准状況は世界関税機関の HP で確認することができる。

<http://www.wcoomd.org/ie/en/Conventions/conventions.html>（平成15年8月20日 最終アクセス）

条 約 名	採択日／発効日
194 包装材料の一時輸入に関する通関条約 Customs Convention on the Temporary Importation of Packings.	1960.10.6作成 (ブラッセル) 1962.3.15発効
195 税関犯罪の防止、調査及び抑止のための相互行政援助に関する国際条約 International Convention on Mutual Administrative Assistance for the Prevention, Investigation And Repression of Customs Offenses.	1977.6.9作成 (ナイロビ) 1981.5.21発効

11. 私法統一国際会議（UNIDROIT）起草条約

一部の起草条約の本文と批准状況は私法統一国際会議の HP で確認することができる。

本文：<http://www.unidroit.org/english/conventions/c-main.htm>

批准状況：<http://www.unidroit.org/english/implement/i-main.htm>

条 約 名	採択日／発効日
196 旅行斡旋契約に関する国際協定 International Convention on Travel Contracts.	1970.4.23作成 (ブラッセル) 1979.10.4発効
197 国際的遺言の方式についての統一法に関する条約 Convention providing a Uniform Law on the Form of an International Will.	1973.10.26作成 (ワシントン) 1978.2.9発効
198 国際動産売買における代理に関する条約 Convention on Agency in the International Sale of Goods.	1983.2.17作成 (ジュネーブ) 未 発 効
199 国際ファイナンス・リースに関する条約 Convention on International Financial Leasing.	1988.5.28作成 (オタワ) 1995.5.1発効
200 国際ファクタリングに関する条約 Convention on International Factoring.	1988.5.28作成 (オタワ) 1995.5.1発効

テキスト	内容・締約国数・その他
BGBI 1985 II 690、 Cm 1832	損害賠償額の単位を欧州通貨計算単位から国際通貨引出権（SDR）に改める。
Cmnd 5948、 2ILM685 邦訳：原子力	上記のパリ条約（193a）の補足条約。賠償限度額を1億2000万欧州計算単位にまで引き上げることを定める。追加議定書が1964.1.28に作成されている。締約国数：10（1995.12.31現在）
BGBI 1985 II 698	損害賠償額の単位を欧州通貨計算単位から国際通貨引出権（SDR）に改める。締約国数：11（1996.12.31現在）

テキスト	内容・締約国数・その他
473 UNTS 131	運送に使われる梱包材料については、再輸出の際に同一化でき、6か月以内に再輸出される場合には、輸入税の徴収や輸入禁止・制限の措置を受けないことを定める。締約国数：38（2002.6.30現在）
Cmnd 9153 (Amendment：Cm 904、1660)	締約国の税関当局が、税関犯罪（密輸、偽造証書等）の摘発のための情報交換等の相互協力することを定める。11の付属書のうちのひとつ以上について受諾すれば締約国となる。締約国数：51（2002.6.30現在）

テキスト	内容・締約国数・その他
9 ILM 699	運送やその他のサービスをあわせて、すべてをこみの値段で結ぶ契約と個別のサービスに対する単価を定める契約に分けて、旅行法斡旋契約の成立、解除の要件などを規定する。締約国数：5（1993.10.4現在）
Cmnd 5950、 12 ILM 1302	二人の承認と公証人の前で文書で行うなど、国際遺言の形式についての統一法を定める。締約国数：12（1994.8.15現在）
22 ILM 249	この条約は、代理法についての統一法であり、被代理人と第三者が異なる国において、締約国に代理人の営業所があるか、または、国際私法の原則により締約国の法律が準拠法となる場合に適用になる。批准国数：5（1995.12.31現在）
22 ILM 249 邦訳：NBL407、 Lease18(1)	この条約は、消費者リースを除くリース契約に適用になる。リースの統一法を定めるが、リース借主と物件売主に直接的法的関係を認めるなど、わが国の裁判実務以上の借主の保護を認めていることが、わが国の批准を左右するポイントとなるという（私法52 加藤雅信）。締約国数：9（2000.7.6現在）
Cmnd 1487、 27 ILM 943 邦訳：NBL408	ファクタリングの統一法である。ファクタリングとは、ファクタリング業者がその顧客の売り掛け債権を買取ることで、顧客に資金を供与し、債務者から債権を管理・回収する取引行為のことをいう。この条約は、消費者への売買債権に基づくファクタリングには適用にならない。締約国数：6（1998.5.20現在）

条 約 名	採択日／発効日
201 盗取され又は不法に輸出された文化財に関する条約 Convention on Stolen or Illegally Exported Cultural Objects.	1995.6.24作成 (ローマ) 1998.7.1発効
202 可動物件の国際的権益に関する条約 The Convention on International Interests in Mobile Equipment.	2001.11.16作成 (ケープタウン) 未発効

12. ハーグ国際私法会議採択条約 [オランダ政府に寄託]

一部の採択条約の本文と批准状況はハーグ国際私法会議の HP で確認することができる。

本文：<http://www.hcch.net/e/conventions/index.html> (平成15年8月20日 最終アクセス)

批准状況：<http://www.hcch.net/e/status/index.html> (同上)

条 約 名	採択日／発効日
203 本国法と住所地法との間の抵触解決のための条約 Convention pour regler les conflits entre de loi nationale et la loi du domicile.	1955.6.15作成 (ハーグ) 未 発 効
204 有体動産の国際的性質を有する売買に適用される法律に関する条約 Convention on the Law Applicable to International Sale of Goods.	1955.6.15作成 (ハーグ) 1964.9.1発効
205 外国の会社、社団及び財団の法人格の承認に関する条約 Convention concernant la reconnaissance de la personalite juridique des societes, associations et fondations etrangeres.	1956.6.1作成 (ハーグ) 未 発 効
206 子に対する扶養義務に関する判決の承認及び執行に関する条約 Convention concerning the Recognition and Execution of decisions Involving Obligation to Supprt Minor Children.	1956.10.24作成 (ハーグ) 1962.1.1発効
207 有体動産の国際的性質を有する売買における所有権の移転に適用すべき法律に関する条約 Convention sur la loi applicable au transfert de la propriete en cas de vente a caractere international d'objet mobiliers corporels.	1958.4.15作成 (ハーグ) 未 発 効
208 有体動産の国際的性質を有する売買における合意裁判管轄に関する条約 Convention sur la competence du contractuel en cas de vente a caractere international d'objet mobiliers corporels.	1958.4.15作成 (ハーグ) 未 発 効
209 未成年者の保護に関する当局の管轄権及び適用法令に関する条約 Convention concerning the Powers of Authorities and the Law Applicable in respect of the Protection of Infants.	1961.10.5作成 (ハーグ) 1969.2.4発効

テキスト	内容・締約国数・その他
<p>34 ILM 1322 邦訳：民月51(4) (抄)</p>	<p>盗掘などにより盗取された文化財の所持者に返還を義務づけ、また、不法に輸出された文化財について、締約国が他の締約国の裁判所等に返還命令を求めることができること等を定める。◆未批准の理由について、「これは盗取された文化財及び締約国の法令に違反してその領域から移動させられた文化財の返還請求に関しまして、司法上の問題を統一的に解決することを目的としたものでございますけれども、これにつきましては、私どもは二つの点で大きな問題があるというふうに考えております。</p> <p>一つは、対象となる文化財の範囲が非常にあいまいであるという点でございます。それからもう一つは、原保有国の返還請求権の権利行使の期間が非常に長いわけでございます。五十年でございますけれども、盗難のときから五十年でございますが、このように長い期間返還請求権を認めますと、善意取得者の法的な立場が長期間不安定になるというような問題があるというふうにも思っています。したがって、ただいまお諮りしている条約（註：文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約）の方をこの UNIDROIT 条約に先んじまして検討してきたという状況でございます。</p> <p>今度、この条約、今お諮りしている条約の国内担保措置としまして、現行民法で認められております善意取得者に対する回復請求権を十年に延長することといたしましたが、そのような絡みで、本条約を実施していく中で UNIDROIT 条約については今後慎重に検討をしていきたいというふうに考えております。（横田外務大臣官房文化交流部長 参・外 平成14.6.11）との国会答弁がある。</p> <p>締約国数：18（2002.7.19現在）</p>
<p>邦訳：国商 30(7)～31(2)</p>	<p>国際間を移動する高額な物件（可動物件）のファイナンスに関し、国内法とは異なる国際担保権を創設するための条約。可動物件全体に適用される総則的規定からなる本条約と、個々の可動物件についての特則を定める議定書があり、両者が批准され発効すると当該可動物件が適用対象となる。個々の可動物件として航空機についての議定書が採択されている（日本は未批准）ほか、鉄道車両と宇宙衛星が予定されている。</p> <p>署名国数：26（2003.5.9現在）議定書は署名国数：26（2003.5.9現在）</p>

テキスト	内容・締約国数・その他
<p>RCH、 Larcier p.715、 1AJCL280 邦訳：民月22(9)</p>	<p>本国法と住所地法が抵触する場合、本国が住所地法の適用を規定しているときは、住所地法による。どちらも本国法の適用を規定しているときは、本国法によること等を定める。 批准国数：2（1999.2.10現在）</p>
<p>510 UNTS 147 邦訳：民月22(9)</p>	<p>当事者間に準拠法の合意がない場合は、売主が注文受領時に常居所を有する国の法によること等を定める。 締約国数：9（1999.9.2現在）</p>
<p>RCH、 Larcier p.761 邦訳：民月22(9)</p>	<p>法人格の存否を決定する準拠法は、設立準拠法主義によることを原則とする。ただし、現実本拠主義の国に現実の本拠を置く場合は、現実本拠主義をとる国は設立準拠法に基づいた設立に承認を与えなくてもよいこと等を定める。 批准国数：3（1999.2.10現在）</p>
<p>510 UNTS 161 邦訳：民月22(9)</p>	<p>21歳未満の扶養請求権についてなされた判決は、その国に管轄権があり、また被告に送達になされ、既判力がある等の要件を充たせば、他の締約国で再審査なしに執行されること等を定める。 締約国数：14（1999.12.22現在）</p>
<p>RCH、 5 AJCL 650 邦訳：民月22(9)</p>	<p>売買の目的物の果実に対する権利、危険負担、損害賠償請求権、所有権留保約款の効力の移転時期は、売買の目的物に関する請求が行われたときにその物が存した国の法によることを定める。 批准はイタリアのみ（1999.2.12現在）</p>
<p>RCH、 5 AJCL 653 邦訳：民月22(9)</p>	<p>売買契約に関する合意管轄は書面による場合等には有効であり、その国の法律によれば、管轄がありとされるその他の裁判所には応急管轄を認めること等を定める。 署名国数：4、批准国数：0（1999.2.10現在）</p>
<p>658 UNTS 143 邦訳：民月22(9)</p>	<p>未成年者の身分上及び財産上の保護は、原則として未成年者の常住所の国の司法及び行政官憲に管轄権があること等を定める。 締約国数：14（2003.2.11現在）</p>

条 約 名	採択日／発効日
210 養子縁組に関する裁判の管轄権、準拠法及び裁判の承認に関する条約 Convention on Jurisdiction, Applicable Law and Recognition of Decrees Relating to Adoptions.	1965.11.15作成 (ハーグ) 1978.10.23発効
211 管轄の合意に関する条約 Convention on the Choice of Court.	1965.11.25作成 (ハーグ) 未 発 効
212 外国における民事または商事に関する証拠の収集に関する条約 Convention on the Taking of Evidence Abroad in Civil or Commercial Matters.	1970.3.18作成 (ハーグ) 1972.10.7発効
213 離婚及び別居の承認に関する条約 Convention on the Recognition of Divorces and Legal Separations.	1970.6.1作成 (ハーグ) 1975.8.24発効
214 民事及び商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約並びに追加議定書 Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil and Commercial Matters, and Supplementary Protocol.	1971.2.1作成 (ハーグ) 1979.8.20発効
215 交通事故についての準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Traffic Accidents.	1971.5.4作成 (ハーグ) 1975.6.3発効
216 遺産の国際的管理に関する条約 Convention concerning the International Administration on the Estates of Deceased Persons.	1973.10.2作成 (ハーグ) 1993.7.1発効
217 製造物責任の準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Product Liability.	1973.10.2作成 (ハーグ) 1977.10.1発効
218 扶養義務に関する判決の承認及び執行に関する条約 Convention on the Recognition and Enforcement of Decisions relating to Maintenance Obligations.	1973.10.2作成 (ハーグ) 1976.8.1発効
219 夫婦財産制の準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Matrimonial Property Regimes.	1978.3.14作成 (ハーグ) 1992.9.1発効
220 婚姻の挙行及び婚姻の有効性の承認に関する条約 Convention on Celebration and Recognition of the Validity of Marriages.	1978.3.14作成 (ハーグ) 1991.5.1発効
221 代理の準拠法に関する法律 Convention on the Law Applicable to Agency.	1978.3.14作成 (ハーグ) 1992.5.1発効
222 国際的な子の奪取の民事面に関する条約 Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction.	1980.10.25署名 (ハーグ) 1983.12.1発効
223 外国において裁判を容易にするための条約 Convention on International Access to Justice.	1980.10.25作成 (ハーグ) 1988.5.1発効
224 信託の準拠法及びその承認に関する条約 Convention on the Law Applicable to Trusts and on their Recognition.	1985.7.1作成 (ハーグ) 1993.1.1発効
225 国際動産売買契約の準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Contracts for the International Sale of Goods.	1986.12.22作成 (ハーグ) 未 発 効
226 死亡による遺産相続の準拠法に関する条約 Hague Convention on the Law Applicable to the Estates of Deceased Persons.	1989.8.1作成 (ハーグ) 未 発 効

テキスト	内容・締約国数・その他
Cmnd 7342 邦訳：民月22(9)	養子縁組の成立については、養親の常住所または国籍を有する国の裁判所が管轄を有し、その国の法律が原則として適用になること等を定める。 締約国数：3 (1999.1.27現在)
RCH 邦訳：民月22(9)	裁判所の管轄の合意は、国を指定することも、具体的な裁判所を指定することもできることを定める。 署名はイスラエルのみ (1996.9.25現在)
847 UNTS 231 8 ILM 37 国商14(6)	締約国の司法当局は、他の締約国に対しその国の法に従って、要求状により民商事に関する証拠の収集やその他の司法行為を要求することができ、締約国はそのための機関を設立すること等を定める。 締約国数：38 (2003.5.14現在)
Cmnd 6248 邦訳：民月41(5) (抄)	離婚及び別居は、相手方または常居所、夫婦の双方が国籍を有した場合などには原則として、その国の判決は他のいずれの国においても承認されること等を定める。 締約国数：17 (2003.3.10現在)
RCH 邦訳：民月22(9) (抄)	権利能力、家族法、法人の存否等を除く民商事の判決は、その裁判所が管轄を有し、その発生国で控訴の余地がもはやなければ、他の締約国の裁判所で承認、執行されることを定める。 締約国数：4 (2003.4.4現在)
JO 3 jul.1975 p.6726	交通事故の場合、原則として事故地の法律が準拠法になる。被害者が事故発生国に常居所を有しない同乗者の場合や自動車登録国に常居所を有する場合は、自動車登録国の法によることを定める。 締約国数：18 (2003.3.13現在)
RCH、 Cmnd 5225 邦訳：法曹25(1)	締約国は正当な権限のある遺産管理人に付与する国際証明書の制度を設ける。その証明書は被相続人の常居所の国の権限ある当局が発行すること等を定める。 締約国数：3 (1998.12.29現在)
JO 3 nov.1977 p.5305 邦訳：国商2(2)	工業生産物のみならず、農水産物など広く生産物から生じた損害に適用になる。被害発生地、被害者の住所、製造地、購入地が異なる国の場合の準拠法を定める。主として被害者の常居所または損害発生地のほうを準拠法とする。 締約国数：10 (2003.3.13現在)
Cmnd 7939 邦訳：民月41(5) (抄)	扶養義務者又は権利者が常居所を有するか、そのいずれもがその国籍を有する等でその国に管轄権がある場合、その裁判は他の締約国において承認され、執行されなければならないこと等を定める。 締約国数：20 (2002.6.27現在)
Cmnd 6830 邦訳：民月41(5) (抄)	夫婦財産制の準拠法は、婚姻前に夫婦が指定した国の法律により、指定しなかった場合は婚姻後に最初に常居所を定めた国の法によることを定める。 締約国数：3 (1998.11.18現在)
Cmnd 6830 邦訳：民月41(5) (抄)	婚姻挙行地の実質的要件をみだし、かつ、一方がそこに国籍または常居所を有するか、または、挙行地の法により準拠法とされる外国法の実質的要件をみだすことで成立する。締約国において有効に成立した婚姻は他の締約国においても有効とされること等を定める。 締約国数：3 (1998.11.18現在)
Cmnd 7020 邦訳：ジュリ(648)	代理関係を規律する法は、代理の内部関係については、合意がなければ代理人の営業所の所在国の法、外部関係については、合意がなければ代理行為が行われた国の法によることを定める。 締約国数：4 (1998.9.25現在)
Cm 33、 19 ILM 1501 邦訳：名古屋(164)	締約国は、後見の権利を侵害して子が不法に連れ去られている場合に、即時奪還するための措置をとることを定める。「未成年の保護に関する当局の管轄権及び適用法令に関する条約」(209)をさらに発展させたものである。 締約国数：73 (2003.5.2現在)
19 ILM 1505	締約国の国民または常居所者は、いずれの締約国でもその国民や常居所者と同じ条件で裁判援助を受けることができること、締約国はそれを管轄する官署に設置すること等を定める。 締約国数：20 (2003.4.10現在)
23 ILM 1389 邦訳：民月39(12)、 信託法研究12	信託の準拠法は信託者の書面による選択により、選択がない場合には信託の管理地、信託財産の所在地などの密接な関連地の国の法によること等を定める。 締約国数：6 (2000.6.6現在)
24 ILM 1573 邦訳：民月41(1)	1955年の条約(204)に代わるもので、「国連動産売買契約条約」(41)の実体規定を補う条約。売買契約には当事者が合意により選択した国の法が適用になり、当事者の選択がない場合は、原則として契約時の売主の営業者の所在地国の法が適用になることなどを定める。 批准国数：2 (1998.11.18現在)
28 ILM 150 邦訳：民月44(1)、 家月41(6)	被相続人の死亡時の常居所で同時に国籍国の場合、および被相続人が死亡の直前5年以上常居所としていた場合は、その国の法により、その他の場合は国籍によることを定める。 署名国数：4 (1996.9.25現在)

条 約 名	採択日／発効日
227 国際的養子縁組に関する保護及び協力に関する条約 Convention on Protection of Children and Cooperation in respect of International Adoption.	1993.5.29作成 (ハーグ) 1995.5.1発効
228 親責任及び子の保護措置に関する管轄、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約 Convention on Jurisdiction, Applicable Law, Recognition, Enforcement and Co-operation in respect of Parental responsibility and Measures for the Protection of Children.	1996.10.19作成 (ハーグ) 2002.1.1発効
229 成年者の国際的保護に関する条約 Convention on the International Protection of Adults.	2000.1.13作成 (ハーグ) 未発効

13. 万国海法会起草条約

万国海法会で起草された条約は、外交会議により採択され成立する。寄託はベルギー政府。
一部の起草条約の批准状況は万国海法会の HP で確認することができる。

<http://www.comitemaritime.org/ratific/brus/bruidx.html> (平成15年8月20日 最終アクセス)

条 約 名	採択日／発効日
230 国の船舶の免責に関するある規則の統一のための国際条約及び追加議定書 International Convention for the Unification of Certain Rules relating to the Immunity of State-owned Vessels, and Additional Protocol.	1926.4.10作成 (ブラスセル) 1936.2.23発効
231 船舶先取特権及び抵当権に関するある規則の統一のための国際条約 International Convention for the Unification of Certain Rules relating to Maritime Liens and Mortgages.	1926.4.10作成 (ブラスセル) 1931.6.2発効
232 衝突についての民事管轄権についてのある規則の統一に関する国際条約 International Convention on Certain Rules concerning Civil Jurisdiction in Matters of Collision.	1952.5.10作成 (ブラスセル) 1955.9.14発効
233 船舶衝突その他の航海事故の刑事管轄についてのある規則の統一に関する国際条約 International Convention for the Unification of Certain Rules relating to Penal Jurisdiction in Matters of Collision or Other Incidents of Navigation.	1952.5.10作成 (ブラスセル) 1955.11.20発効
234 航海船舶のアレストについてのある規則の統一に関する国際条約 International Convention for the Unification of Certain Rules relating to the Arrest of Sea-Going Ships.	1952.5.10作成 (ブラスセル) 1958.2.24発効
235 製造中の船舶についての諸権利に関する国際条約 Convention relating to Registration of Rights in respect of vessel under Construction.	1967.5.27作成 (ブラスセル) 未 発 効
236 船舶先取特権及び抵当権に関するある規則の統一のための国際条約 International Convention for the Unification of Certain Rules relating to Maritime Liens and Mortgages, 1967.	1967.5.27作成 (ブラスセル)
237 1910年の救援救助に関するある規則の統一のための国際条約の改正議定書 Protocol to amend the 1910 Convention for the unification of Certain Rules of Law relating to Assistance and Salvages at Sea.	1967.5.27作成 (ブラスセル) 1977.8.15発効

テキスト	内容・締約国数・その他
32 ILM 1134 邦訳：民月48(11)	国際的養子縁組に際し、養子の送出国・受入国の当局が実施しなければならない事項、当局間の情報の交換等を定める。 締約国数：39 (2003.3.5現在)
35 ILM 1391 邦訳：民月52(6)	子どもの居住する国、難民である子どもについては亡命先の国の当局が、その子どもの人格及び財産を保護するための措置をとる管轄権を有すること等を定める。 締約国数：6 (2003.4.29現在)
39 ILM 7 邦訳：民月55(11)	人的能力の障害などにより、その利益を擁護できない成年者の国際的保護に関し、国際的管轄権、準拠法、外国保護措置の承認・執行、成年者の保護に関する国家間協力等を定める。 批准国数：0 (2003.4.2現在)

テキスト	内容・締約国数・その他
176 LNTS 199、 176 LNTS 215 邦訳：条約集4(72)	政府の用途及び非商業的用途で使用される船舶及び船荷については、拿捕・差押・抑留を受けない特権を認めることを定める。追加議定書は1934.5.24署名。 締約国数：25 (2002.12.31現在)
120 LNTS 187	先取特権の内容や抵当権との関係での順位等を定める。先取特権については後の航海にかかる債権が優先するという原則を定める。英米法系の国が加入していない。 締約国数：26 (1992.10.1現在)
439 UNTS 217 邦訳：海法 復1	1910年の船舶衝突ニ付テノ規則ノ統一ニ関スル条約（わが国批准済み 大正3年2月10日 条約第1号）が、民事裁判管轄についての規定を欠いていたために、この条約で定める。被告の住所、差押地、内水で起きた場合は衝突地の裁判所のうち、原告はいずれかを選べることを定める。 締約国数：34 (2002.12.31現在)
439 UNTS 233 邦訳：海法 復1	外海での衝突事故についての船員の刑事裁判は、その旗国の管轄とすることを定める。 締約国数：36 (2002.12.31現在)
439 UNTS 193 邦訳：海法 復1	船舶のアレストは海事請求権によらなければならないことを定める。なお、この条約では発航準備を終えた船舶に対するアレストを認めているが、我が国の商法689条はそれを禁じている。 締約国数：45 (2002.12.31現在)
邦訳：海法 復13 (抄)	締約国が、製造中の船舶について外国人等の買主のための担保権を設定するための登記制度を国内法で設定することを定める。「...この条約の諸規定は、造船金融は造船の最初の段階から船舶所有権を取得する買主のために行われることを前提としている。日本での慣行は、買主に船舶を引き渡すときまで所有権を留保する造船者のために行われている...日本が、近い将来に、この条約に加わることは考えられない...」(外交会議での平原日本代表の発言 海法会誌 複13 p.112)
Cmnd 3614 邦訳：海法 復13	1926年の上記条約に代わる条約。航海の前後によって先取特権の順位を決める規定などを改正する。
海法 復13 [原文・邦訳とも]	1910年の条約（わが国批准済み 大正3年2月10日 条約第2号）では軍艦及び公共に供する船舶には適用がなかったが、それらに対する救助も含めるように改正する議定書。

14. 米州機構 (OAS)

条 約 名	採択日／発効日
238 パナマ運河の永世中立及び運営に関する条約の議定書 Protocol to the Treaty concerning the Permanent Neutrality and Operation of the Panama Canal.	1977.9.7作成 (ワシントン) 1980.3.7発効

15. 国際冷凍協会

条 約 名	採択日／発効日
239 1920年条約に代わる国際冷凍協会に関する協定 Agreement concerning the International Institute of Registration Replacing the Convention, as amended.	1954.12.1作成 (パリ) 1954.12.1発効

16. その他

条 約 名	採択日／発効日
240a 難民たる船員に関する協定 Agreement relating to Refugee Seamen.	1957.11.23作成 (ハーグ) 1961.12.27発効
240b 難民たる船員に関する協定の議定書 Protocol relating to Refugee Seamen.	1973.6.12作成 (ハーグ) 1975.3.30発効
241a 国際武装紛争の犠牲者の保護に関するジュネーブ条約の第一追加議定書 Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Non-International Armed Conflicts. (Protocol I)	1977.6.8作成 (ジュネーブ) 1978.12.7発効
241b 非国家間紛争の犠牲者の保護に関するジュネーブ条約の第二追加議定書 Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Non-International Armed Conflicts. (Protocol II)	1977.6.8作成 (ジュネーブ) 1978.12.7発効
242 中西部太平洋における高度回遊魚種資源の保存管理に関する条約 Convention on the Conservation and Management of Highly Migratory Fish Stocks in the Western and Central Pacific, and Final Act.	2000.9.5採択 (ホノルル) 未 発 効
243 南東大西洋における底魚資源等の保存・管理のための条約 Convention on the Conservation and Management of Fishery Resources in the South-east Atlantic Ocean.	2001.4.20採択 (ナミビア) 未 発 効

テキスト	内容・締約国数・その他
Cmnd 8833、 16 ILM 1042 邦訳：基本、国際	パナマ運河の永久中立と運営に関する条約はパナマと米国の条約だが、それに付随するこの条約は多数国間条約である。締約国が永世中立を承認、尊重することを定める。 締約国数：37 (2002.12.31現在)

テキスト	内容・締約国数・その他
826 UNTS 191	わが国は昭和29年12月1日に署名済み。1937年改正の1920年条約（わが国批准済み昭和27年3月11日 条約第4号）に代わる協定。加盟国の負担金の額により、加盟国を6段階に格付けすることを新たに規定する。 締約国数：43 (1996.12.31現在)

テキスト	内容・締約国数・その他
506 UNTS 125 邦訳：難民	難民たる船員について、難民条約（わが国批准済み 昭和56年10月15日 条約第21号）第28条が規定する国外への旅行証明書の発行を受けられる、合法的に滞在している者の要件を示すこと等を定める。 締約国数：21 (2002.12.31現在)
Cmnd 6035 邦訳：難民	難民の地位に関する議定書に相当するもので、上の協定が準用する難民条約には「1951年1月1日以前の事件の結果として、難民となったこと」が要件となっているが、その要件を取り除くことを規定する。 締約国数：16 (2001.12.31現在)
Cmnd 6927、 16 ILM 1391 邦訳：国際、資料、 宣言	わが国も批准しているいわゆるジュネーブ赤十字諸条約（昭和28年10月21日 条約第23号～26号）の補充議定書で、その四条約の共通の第2条の場合（国際的武力紛争及び占領）における、傷者・病者、捕虜、住民の保護を強化について定める。◆未批准の理由として、「おっしゃいましたジュネーブ諸条約の第一及び第二追加議定書でございますけれども、これは一九四九年のジュネーブ諸条約と並んで国際人道法の主要な条約と位置付けられているわけでございます。内容的にもジュネーブ諸条約と不可分であるということでございますので、これらにつきましては、今般の武力攻撃事態対処法案、法制を整備するという中で、内閣官房を中心とした実施のための国内法制の検討作業を行っていただくわけですが、それと並行して締結の検討を進めていきたいと考えております。」（川口外務大臣154 参・外 平14.4.25）との国会答弁がある。 締約国数：159 (2002.2.1現在)
Cmnd 6927、 16 ILM 1391 邦訳：国際、資料、 宣言	わが国も批准しているいわゆるジュネーブ赤十字諸条約の補充議定書で、その四条約の共通の第3条の場合（内戦）における、傷者・病者、住民の保護を強化について規定する。未批准の理由について、上記参照。 締約国数：151 (2002.2.1現在)
40 ILM 278	中西部太平洋における持続可能な漁業を目的として加盟国による委員会を設置するほか、対象海域での漁獲量等について定める。◆未批准の理由として、「一つが、本条約につきましては、条約に関心のある国を排除して策定されたこと、また第二点といたしましては、条約の内容そのものに幾つかの問題点がございまして、このような点から私ども、この採択に反対をしたわけでございます。MHLC 条約の問題点につきましては、国際連合食糧農業機関、FAO あるいは多くの地域漁業機関の場においても指摘をされております。我が国といたしましては、本条約の問題点を認識している国等と連携を図りながら、条文の変更を含みます条約の問題の解決を図ることによりまして、太平洋地域におきますマグロ資源の適切な保存と管理が行われるよう努めていきたいというふうに考えております。（木下水産庁長官 参・農 平14.4.16） 署名国数：19、締約国数：4 (2002.2.25現在)
41 ILM 257	南東大西洋を対象水域とし、カツオ・マグロ類などの高度回遊性魚種を除く底魚資源の保存管理について定める。

条 約 名	採択日／発効日
244 サイバー犯罪に関する条約 Convention on Cybercrime.	2001.11.23署名開放 (ブタペスト) 未 発 効

テキスト	内容・締約国数・その他
41 ILM 282	<p>わが国は平成13年11月23日に署名済み。コンピューターネットワークを利用した犯罪（サイバー犯罪）に国際的に対処するための条約。サイバー犯罪の内容を定める実体法規定、捜査に関する手続法規定、国際協力に関する事項等について定める。◆未批准の理由について、「批准するためには国内法の整備が必要でございます。サイバー法、犯罪防止法は、不正アクセス、不正な傍受、データの妨害、システムの妨害、偽造、コンピューターに関する詐欺といった広範な行為を犯罪行為として処罰するとなっておりますので、国内法の整備が必要でございます。関連省庁とこの点を詰めて国内法を整備しませんと批准できないという状況でございます。」(杉浦外務副大臣参・外 平14.4.23)との国会答弁がある。</p>